

令和4年度地域再生計画の評価等に関する調査

報告書

令和5年3月

内閣府地方創生推進事務局

目 次

I.	調査の概要	1
II.	認定地域再生計画の基本情報	4
1.	都道府県別認定地域再生計画数	5
2.	認定地方公共団体の人口規模の分布状況	7
3.	認定地域再生計画の認定時期	8
4.	認定地域再生計画の計画期間	8
III.	認定地域再生計画に関する調査	9
1.	認定地域再生計画における支援措置の活用状況	10
2.	認定地域再生計画で設定されている目標数	11
3.	認定地域再生計画で設定されている事業数	12
4.	認定地域再生計画の作成	13
5.	認定地域再生計画の進捗状況	15
6.	認定地域再生計画の効果の検証・評価	21
7.	認定地域再生計画の計画期間終了後の取組	25
8.	地域再生協議会	29
9.	地方創生整備推進交付金の活用状況	33
10.	地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金の活用状況	35
11.	認定地域再生計画の目標達成に向けてのフォローアップ・支援措置活用の課題等	37
12.	新型コロナウイルス感染症拡大の影響	41
13.	官民連携	45
IV.	認定地方公共団体に関する調査	53
1.	地域再生計画の作成予定	54
2.	地域再生推進法人	56
3.	地域再生計画認定申請マニュアル（総論・各論）	57
4.	地域再生制度全般への意見・要望	59

留意事項

1. 報告書中の (n) はアンケート調査の設問に対する有効回答数で、100%が何件の回答に相当するの割合を示す割合算出の基数となるものである。
2. 複数回答方式の設問に対する回答の結果数値 (%) については、回答数 (n) に対する割合を示しているため、その合計が100%を超える場合がある。
3. 結果数値 (%) は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。
4. グラフの一部では回答数0 (0.0%) を省略しているものがある。

I. 調査の概要

1. 調査の概要

(1) 本調査の背景と目的

地域再生制度は、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するものである。

地域再生基本方針において、内閣府は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度、地域再生計画と連動した支援措置等について事後的な評価を行うこととされている。また、当該認定制度等の内容についての見直しを行うなど必要な措置を講ずることとされている。

地域再生制度は、創設以降これまで累次の制度改正が重ねられてきたが、特に、地方創生の流れを受けた平成26年以降は、

- ・ 平成 26 年臨時国会において、提出・認定手続のワンストップ化等による運用の改善
- ・ 平成 27 年通常国会において、「小さな拠点」の形成のための支援措置や企業の地方拠点強化税制の創設といった支援措置の追加
- ・ 平成 28 年通常国会において、地方創生推進交付金及び地方創生応援税制の創設や「生涯活躍のまち」推進のための支援措置の追加
- ・ 平成 30 年通常国会において、地域再生エリアマネジメント負担金制度等の創設等
- ・ 令和元年臨時国会において、地域住宅団地再生事業制度の創設等

を行うなど、支援措置メニューの大幅な拡充を図っている。

運用実績としては、平成17年の制度創設から15年以上が経過した近年においても継続的な制度活用がなされ、令和 4 年12月末までの間に累計11,059件の地域再生計画の認定が行われた。

特に、平成28年度以降は、地方創生推進交付金及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用する地域再生計画の認定が多数行われるなど、年度平均で約1,198件（平成17～27年度の年度平均認定件数は約124件）の地域再生計画が認定されている。

この「地域再生に資する施策の評価」は、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）に基づき、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対してアンケート調査やヒアリング調査を行うこと等により、地域再生計画の認定制度、同制度に基づく法律上の措置及び地域再生計画と連動した支援措置に関する事項について評価を行うものである。

【参考】地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）（抜粋）

4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

7) 認定地域再生計画の実施状況等

② 地域再生に資する施策の評価

イ 内閣府は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度等について、1の「地域再生の意義及び目標」及び2の「地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」に照らし、第三者の意見を聴いて、事後的な評価を行う。

ロ 意見を聴く第三者は、地域政策及び行政評価の専門家及び実務者とする。

ハ 内閣府及び関係府省庁は、イの評価及び各省庁が行う政策評価を踏まえ、地域再生計画認定制度等の内容についての見直しを行うなど必要な措置を講ずるものとする。

(2) 調査対象

本調査の調査対象は、以下のとおりである。

令和4年3月31日時点で活用されている地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）

※第63回認定分まで・当該時点で計画期間が終了したものを含む。

- ・ 対象計画数：5,650件
- ・ 対象団体数：1,683団体

(3) 調査方法

Webブラウザ上で回答する形式で行った。ただし、調査対象者側のインターネット環境等の要因により、Webブラウザ上での回答が困難な場合には、調査対象者にMicrosoft Excelを用いた調査票を送付し、回収を行った。

(4) 調査実施期間

令和4年10月3日（月）～令和4年12月16日（金）

(5) 調査対象数及び回収状況

	調査対象数	回収数	回収率
① 認定地域再生計画	5,650件	4,954件	87.7%
② 認定地方公共団体（計画作成団体）	1,683件	1,409件	83.7%

(6) 調査回答時点

令和4年9月末時点

(7) 調査項目

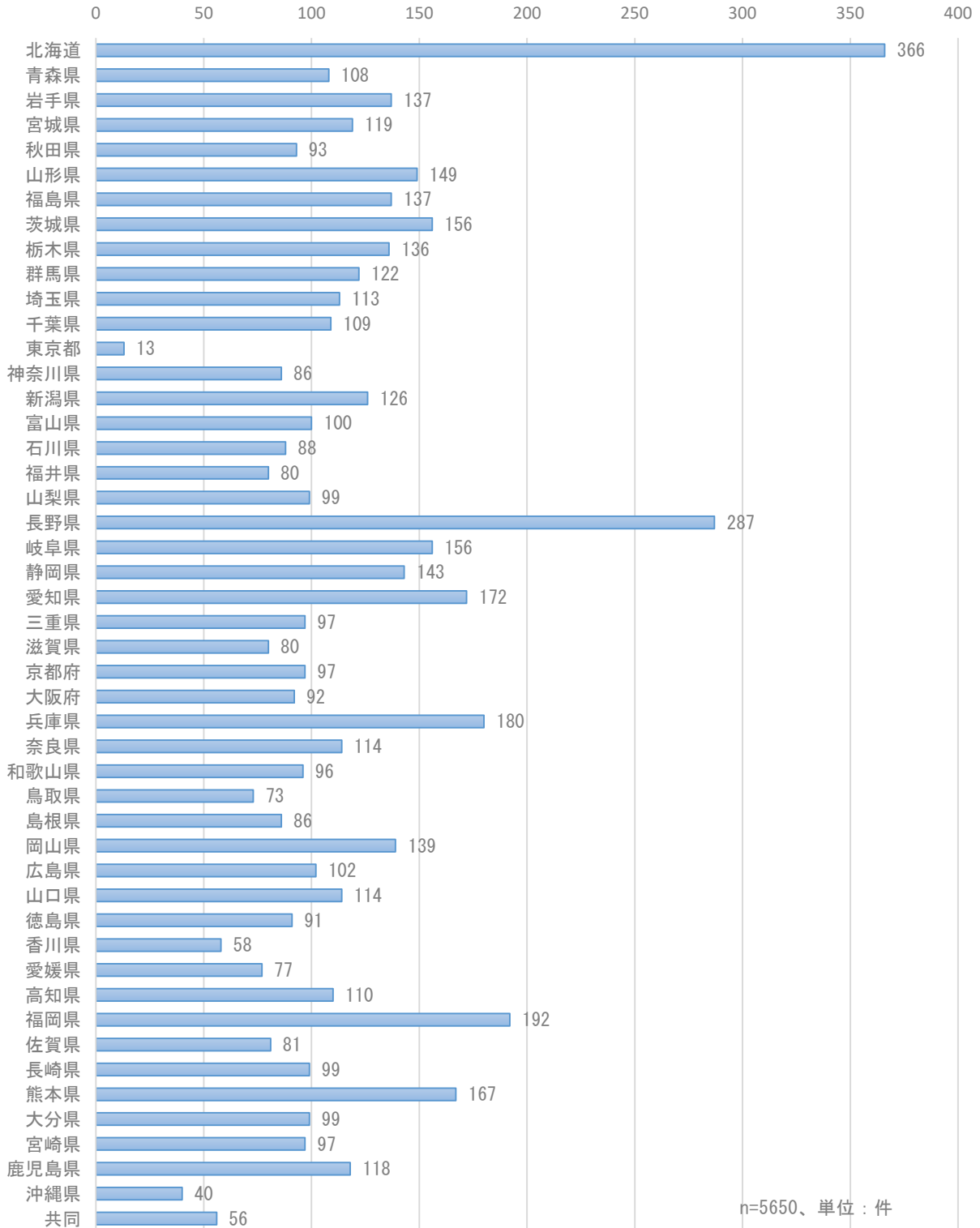
- ① 認定地域再生計画に関する調査 調査項目一覧
 - ・ 認定地域再生計画の作成について
 - ・ 認定地域再生計画の進捗状況について
 - ・ 認定地域再生計画の効果の検証・評価について
 - ・ 認定地域再生計画の計画期間終了後の取組について
 - ・ 地域再生協議会について
 - ・ 地方創生整備推進交付金等の活用状況について
 - ・ 目標へのフォローアップ・支援措置への課題等について
 - ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響について
 - ・ 官民連携について
- ② 認定地方公共団体（計画作成団体）に関する調査 調査項目一覧
 - ・ 地域再生計画の作成予定について
 - ・ 地域再生推進法人について
 - ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（総論・各論）について
 - ・ 地域再生制度全般に関する意見・要望について

II. 認定地域再生計画の基本情報

1. 都道府県別認定地域再生計画数

認定地域再生計画数を都道府県別にみると、「北海道」が366件で最も多く、「長野県」が287件、「福岡県」192件、「兵庫県」180件、「愛知県」172件と続いており、「共同」の計画は56件となっている。

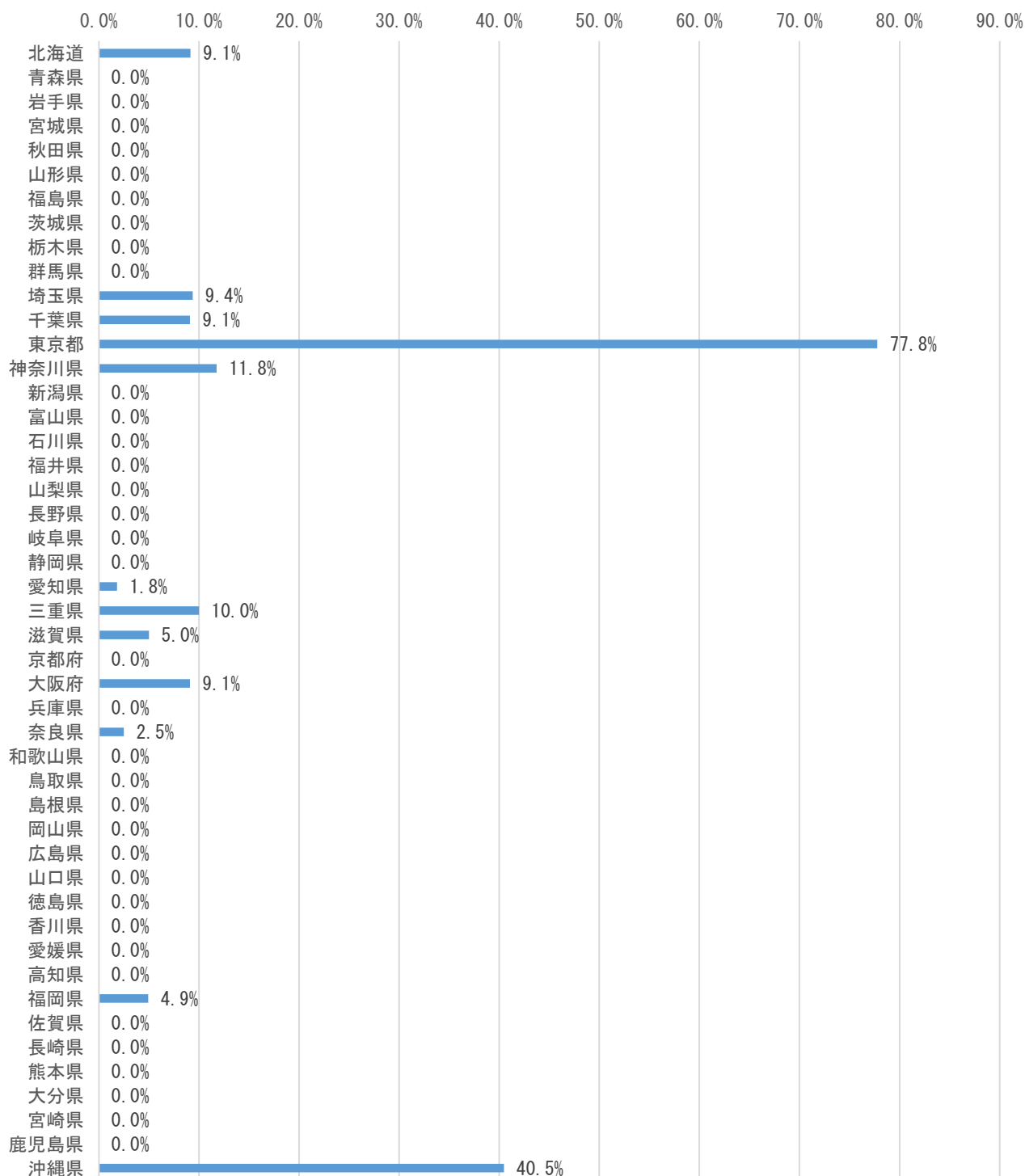
図表 1：都道府県別認定地域再生計画数



(注) 共同は、認定地域再生計画の作成主体となる地方公共団体が複数の都道府県にまたがるものである。

所在都道府県の地方公共団体ごとに、現行活用されている認定地域再生計画がない割合をみると、「東京都」が77.8%で最も高く、「沖縄県」が40.5%で続き、「神奈川県」が11.8%、「三重県」が10.0%、「埼玉県」が9.4%、「北海道」と「千葉県」、「大阪府」が9.1%となっている。

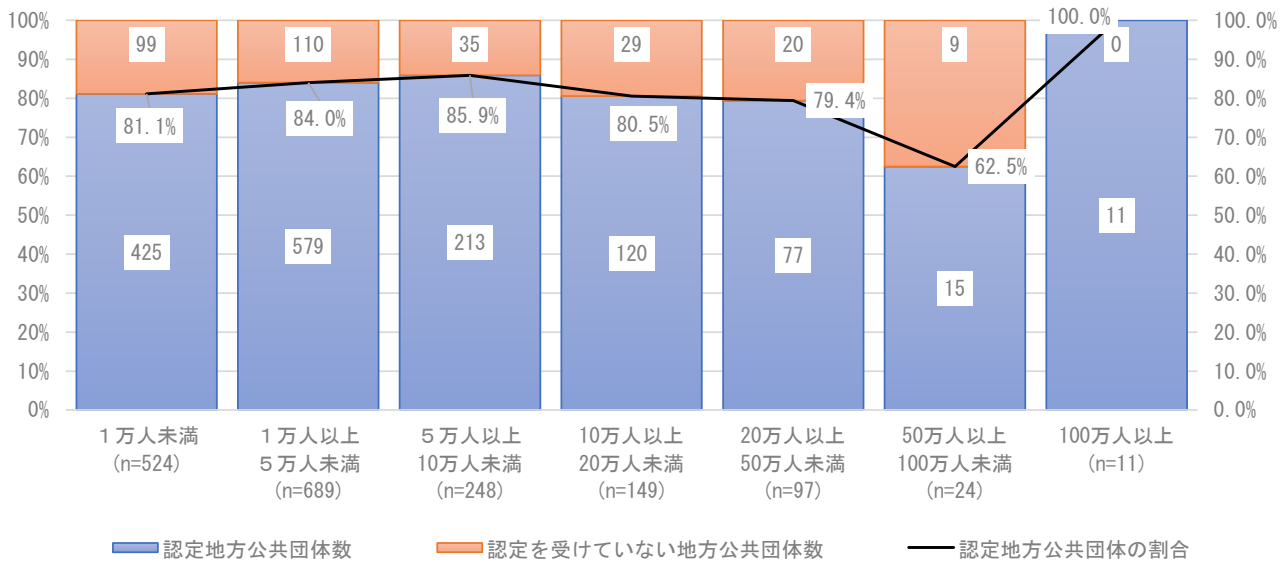
図表 2：現行活用されている認定地域再生計画がない都道府県別地方公共団体の割合



2. 認定地方公共団体の人口規模の分布状況

認定地方公共団体のうち市区町村について、人口規模別に認定割合をみると、「100万人以上」で100%となっているが、それ以外では「5万人以上10万人未満」の85.9%が最も多く、「1万人以上5万人未満」が84.0%で続き、「1万人未満」が81.1%、「10万人以上20万人未満」が80.5%となっている。

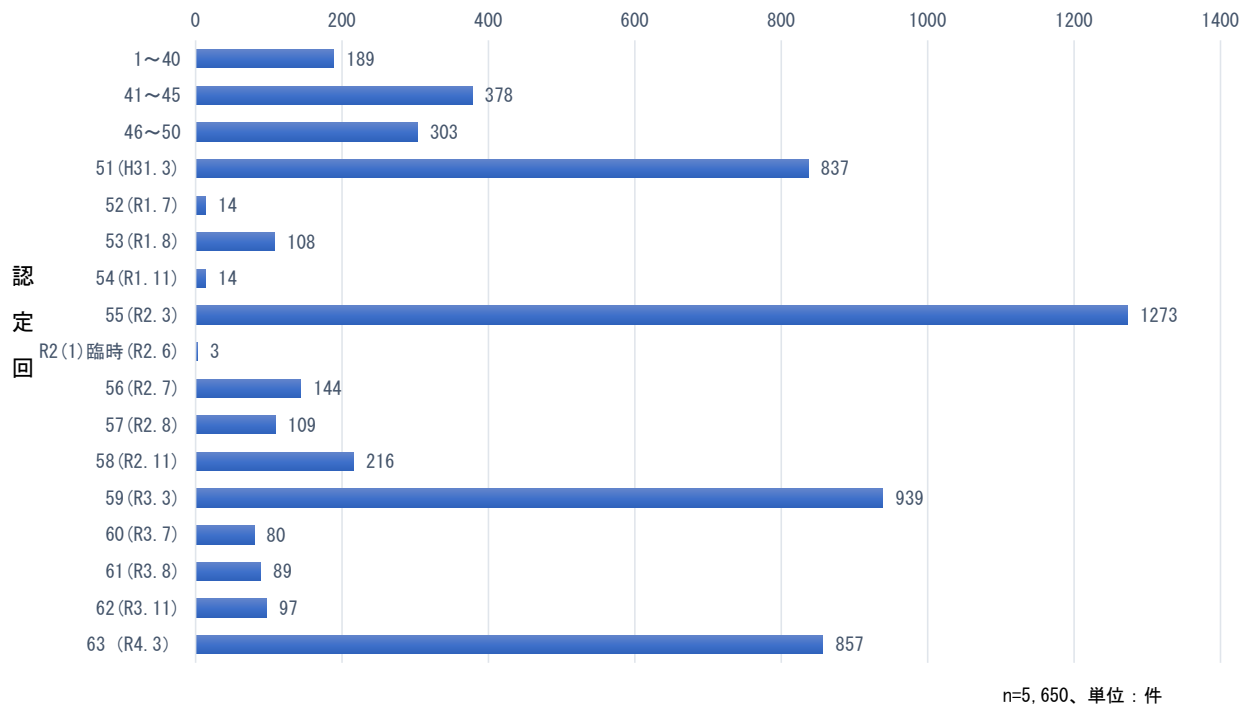
図表 3：人口規模別の認定地方公共団体の割合（都道府県を除く）



3. 認定地域再生計画の認定時期

認定地域再生計画数を認定回別にみると、「第55回」の1,273件が最も多く、「第59回」が939件、「第63回」が857件、「第51回」が837件で続いている。

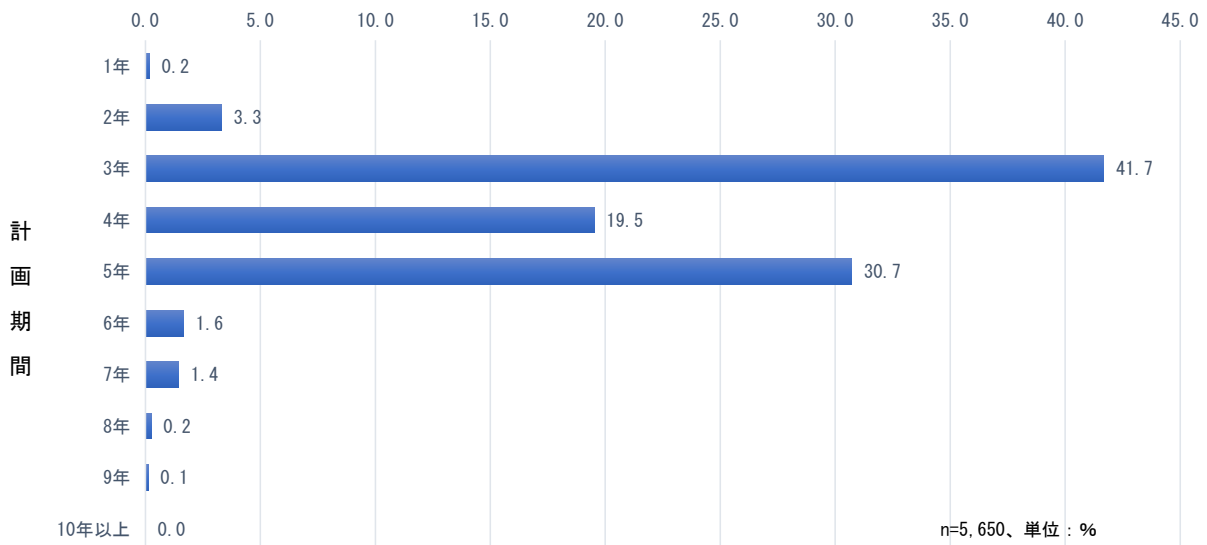
図表 4：認定地域再生計画の認定回別の内訳



4. 認定地域再生計画の計画期間

認定地域再生計画の計画期間をみると、「3年」が41.7%で最も多く、「5年」が30.7%となっており、「3年」から「5年」がほとんどを占めている。

図表 5：認定地域再生計画の計画期間



III. 認定地域再生計画に関する調査

1. 認定地域再生計画における支援措置の活用状況

認定地域再生計画の中で活用されている支援措置をみると、「1. 地方創生推進交付金」が46.13%で最も多く、「6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」が23.95%、次いで「2. 地方創生拠点整備交付金」が19.07%となっている。

図表 6：認定地域再生計画における支援措置の活用状況（複数回答）

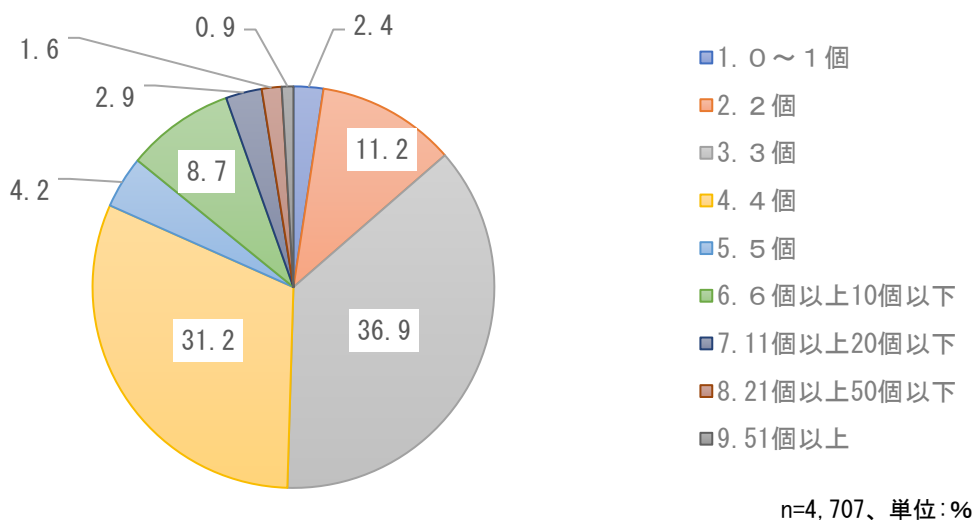
活用している支援措置の名称	件数	構成比(%)
1. 地方創生推進交付金	2,513	46.13
2. 地方創生拠点整備交付金	1,039	19.07
3. 地方創生道整備推進交付金	161	2.96
4. 地方創生污水处理施設整備推進交付金	195	3.58
5. 地方創生港整備推進交付金	47	0.86
6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	1,305	23.95
7. 地域再生支援利子補給金	14	0.26
8. 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例	36	0.66
9. 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例	1	0.02
10. 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置	2	0.04
11. 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置	4	0.07
12. 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例	0	0.00
13. 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	3	0.06
14. 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例	1	0.02
15. 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例	1	0.02
16. 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例	0	0.00
17. 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例	0	0.00
18. 構造改革特別区域計画の認定の手続の特例	1	0.02
19. 中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例	0	0.00
20. 地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続の特例	2	0.04
21. 補助対象施設の有効活用	5	0.09
22. 補助金で整備された公立学校施設の転用の財産処分手続きの弾力化	6	0.11
23. 史跡等購入費補助金により購入した土地の一時転用	0	0.00
24. 公立社会教育施設の有効活用	1	0.02
25. 社会体育施設の有効活用	2	0.04
26. 勤労青少年ホームの施設処分	0	0.00
27. 職業能力開発校の施設処分	0	0.00
28. 保健衛生施設等の有効活用	0	0.00
29. 農林水産関係補助対象施設の有効活用	4	0.07
30. 下水道補助対象財産の有効利用	0	0.00
31. 公営住宅における目的外使用承認の柔軟化	8	0.15
32. 特定優良賃貸住宅における目的外使用承認の柔軟化	0	0.00
33. 環境省関係補助対象財産の有効活用	0	0.00
34. 防衛省関係補助対象財産の有効活用	0	0.00
35. 特定地域再生支援利子補給金	2	0.04
36. 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制	2	0.04
37. 特定地域再生事業に係る地方債の特例	1	0.02
38. 地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣事業	0	0.00
39. ふるさと融資の限度額拡大	2	0.04
40. 過疎地域持続的発展支援交付金	8	0.15
41. 外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業	0	0.00
42. 外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業	1	0.02
43. 地域雇用活性化推進事業	3	0.06
44. 地域若者サポートステーション事業	0	0.00
45. 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	16	0.29
46. 経営体育成総合支援事業	0	0.00
47. 食料産業・6次産業化交付金（うち6次産業化の推進支援事業）	2	0.04
48. 地域食農連携プロジェクト推進事業	2	0.04
49. イノベーション創出強化研究推進事業	0	0.00
50. 農山漁村振興交付金	5	0.09
51. 地域マイクログリッド構築支援事業	1	0.02
52. 中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	0	0.00
53. 地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成	0	0.00
54. 地域公共交通確保維持改善事業	4	0.07
55. 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	0	0.00
56. 住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型）	0	0.00
57. 生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定	3	0.06
58. 再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業	0	0.00
59. 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	2	0.04
60. 公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大	2	0.04
61. 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成	1	0.02
62. その他	40	0.73
合計	5,448	

2. 認定地域再生計画で設定されている目標数

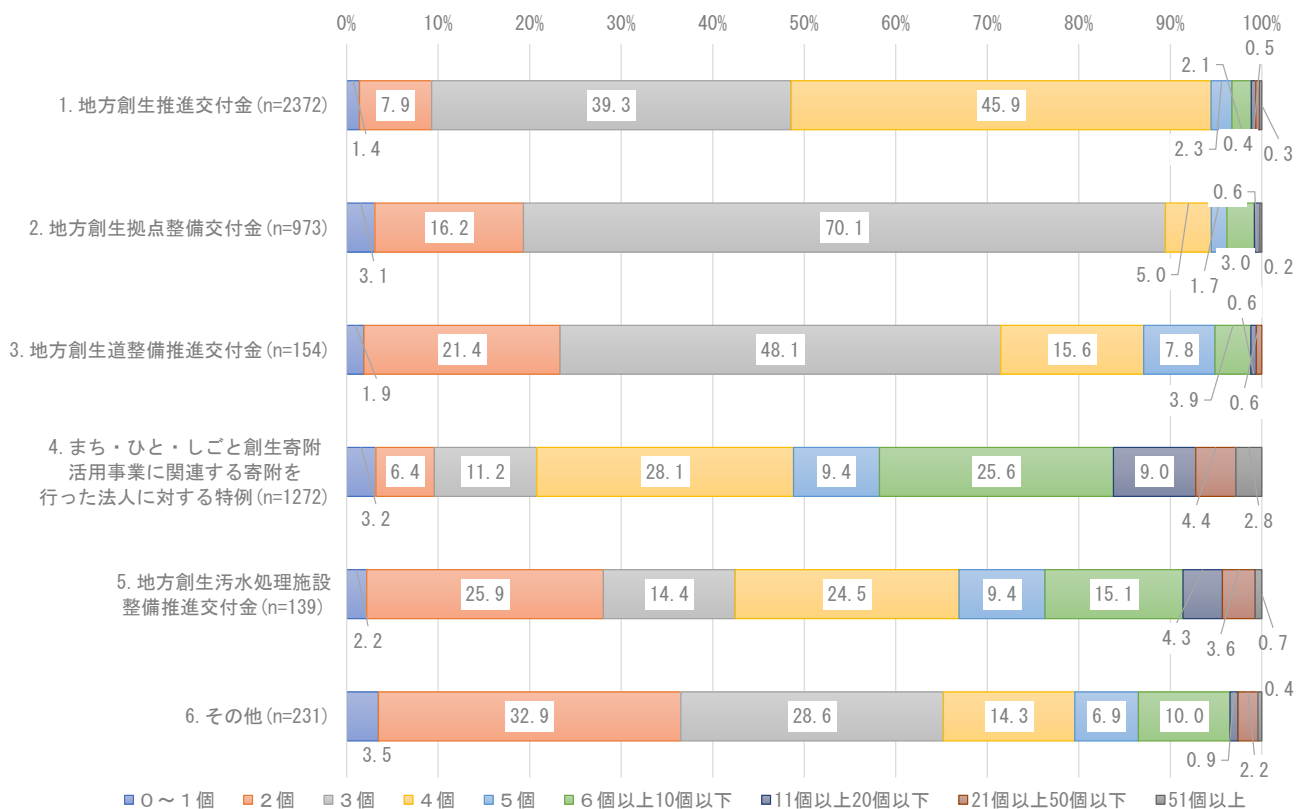
認定地域再生計画で設定されている目標数をみると、「3個」が36.9%で最も多く、「4個」が31.2%となっており、「4個以下」の合計が81.7%となっているが、「51個以上」が0.9%あった。

これを支援措置別にみると、「4. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」で目標数が相対的に多くなっている。

図表 7：認定地域再生計画で設定されている目標数



図表 8：支援措置別の認定地域再生計画で設定されている目標数

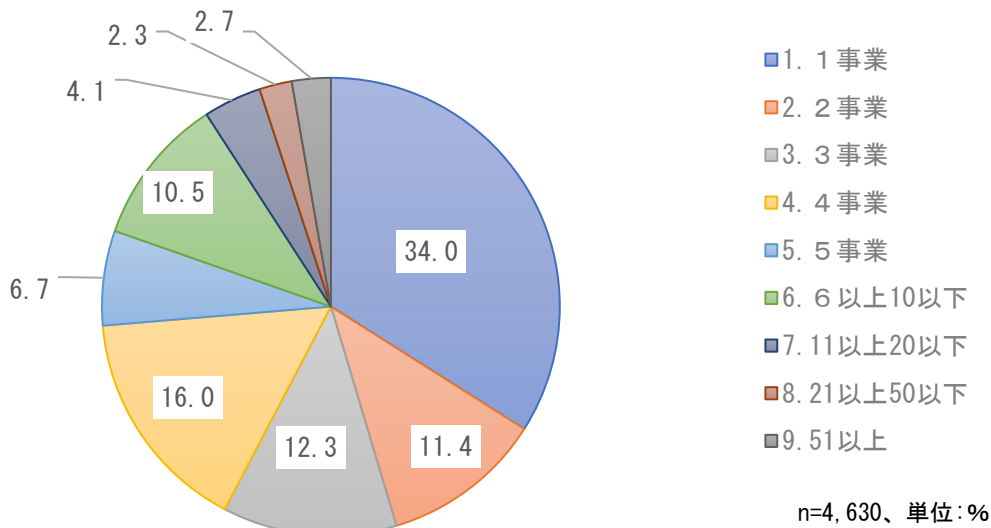


3. 認定地域再生計画で設定されている事業数

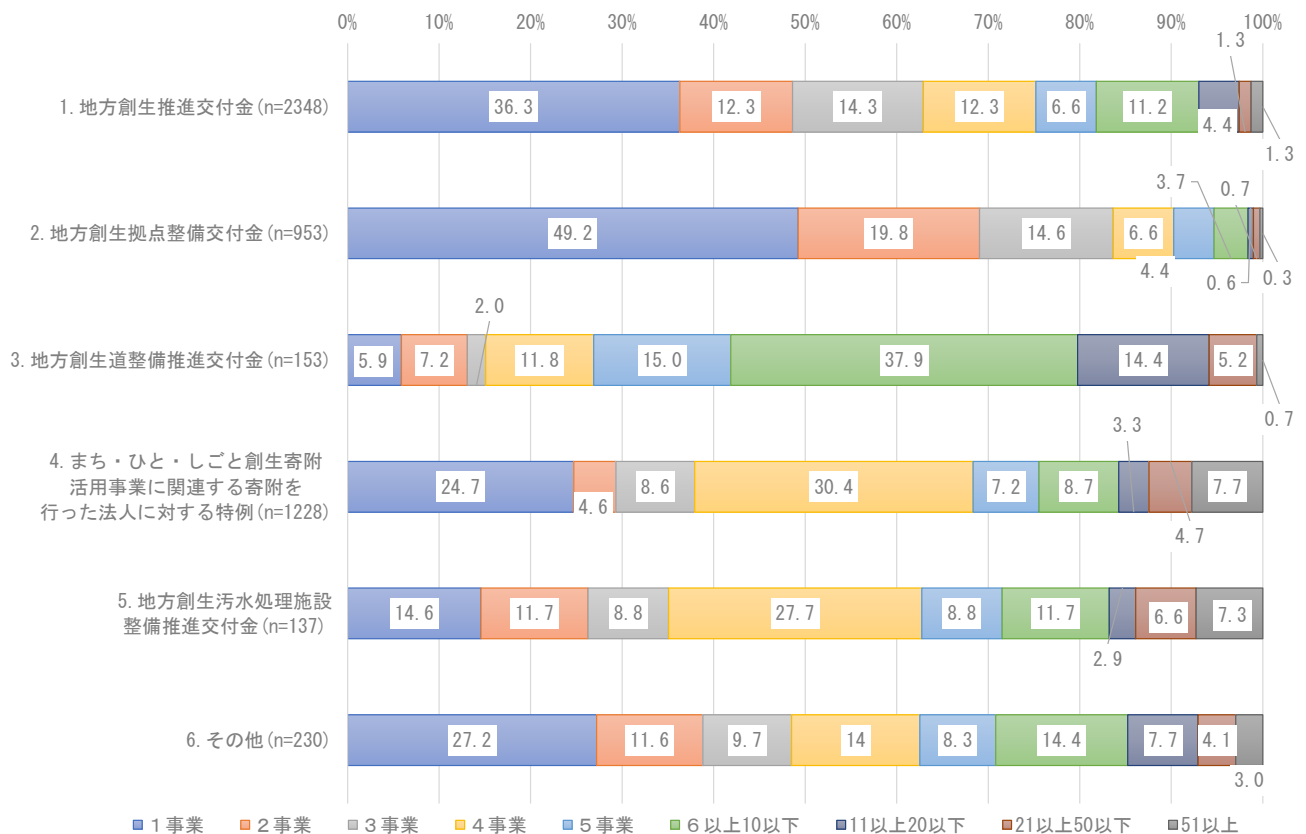
認定地域再生計画で設定されている事業数をみると、「1事業」が34.0%で最も多く、「4事業」が16.0%、次いで「3事業」が12.3%となっているが、「51以上」という計画が2.7%あった。

これを支援措置別にみると、「3. 地方創生道整備推進交付金」、「4. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」で事業数が相対的に多くなっている。

図表 9：認定地域再生計画で設定されている事業数



図表 10：支援措置別の認定地域再生計画で設定されている事業数

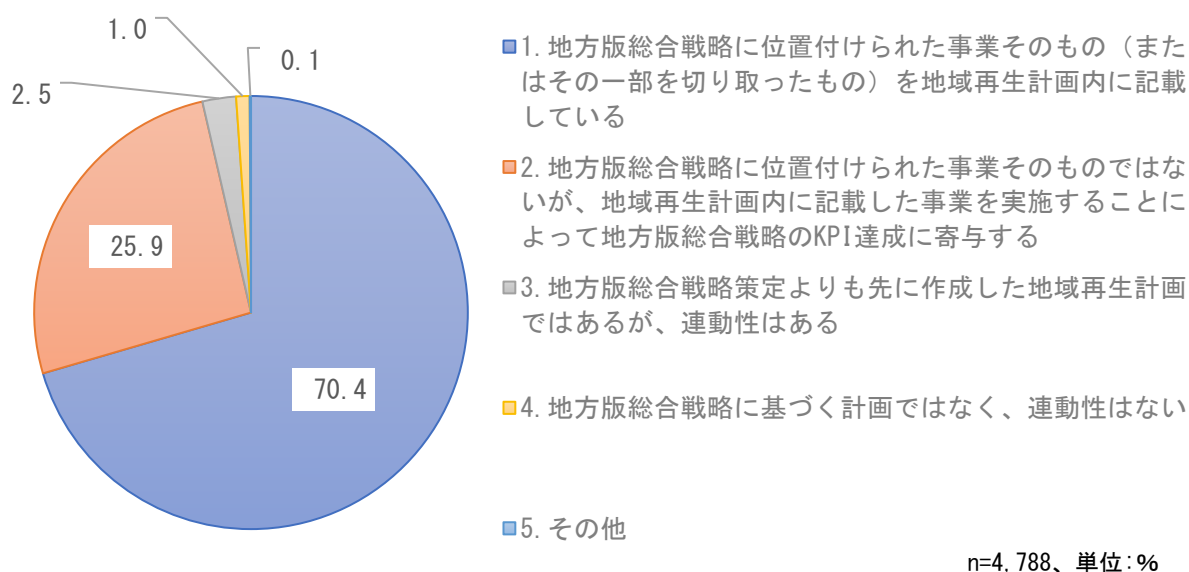


4. 認定地域再生計画の作成

(1) 認定地域再生計画の地方版総合戦略との連動状況

認定地域再生計画について、「地方版総合戦略との連動状況」をみると、「1. 地方版総合戦略に位置付けられた事業そのもの（またはその一部を切り取ったもの）を地域再生計画内に記載している」が70.4%と過半数を占め、「2. 地方版総合戦略に位置付けられた事業そのものではないが、地域再生計画内に記載した事業を実施することによって地方版総合戦略のKPI達成に寄与する」が25.9%などと、連動性があるものが多くを占めている。

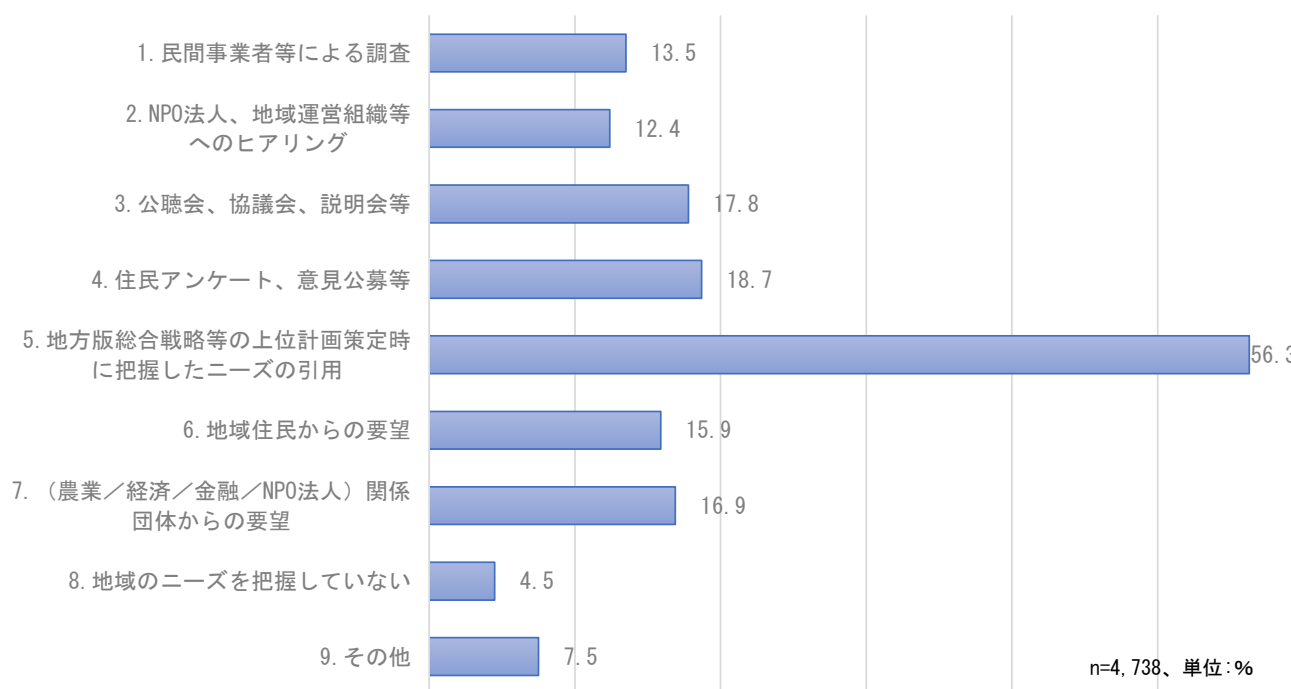
図表 11：認定地域再生計画の地方版総合戦略との連動状況



(2) 認定地域再生計画作成における地域ニーズの把握方法

認定地域再生計画について、「計画作成に当たって地域ニーズの把握方法」をみると、「5. 地方版総合戦略等の上位計画策定時に把握したニーズの引用」が56.3%で最も多く、「4. 住民アンケート、意見公募等」が18.7%、「3. 公聴会、協議会、説明会等」が17.8%、「7. (農業/経済/金融/NPO法人) 関係団体からの要望」が16.9%、「6. 地域住民からの要望」が15.9%が続いている。

図表 12：認定地域再生計画の地域ニーズの把握方法



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、以下の記述があった。

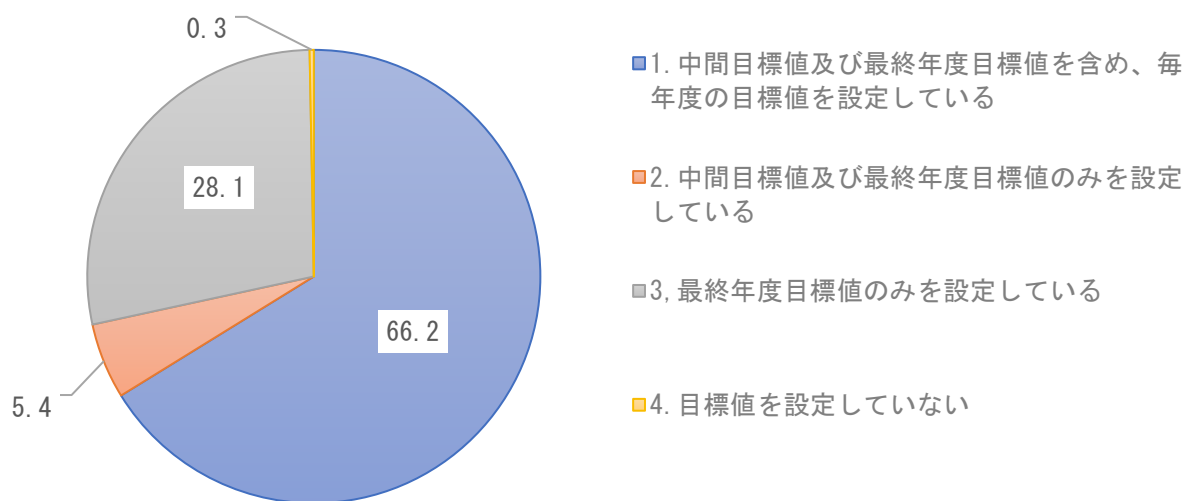
- ・ 地域の民間企業、大学、経済関係団体等へのヒアリング
- ・ 地方版総合戦略策定時及び毎年の検証時
- ・ 地域再生計画を構成する事業の立案時
- ・ 地元自治体・団体・施設利用者等からの要望
- ・ 他の団体等のニーズ調査
- ・ 通常の事業の中で、常にニーズ把握に努めている
- ・ RESAS等統計データ

5. 認定地域再生計画の進捗状況

(1) 認定地域再生計画の目標の設定状況

認定地域再生計画の各目標について、「目標値の設定時期」をみると、「1. 中間目標値及び最終年度目標値を含め、毎年度の目標値を設定している」が66.2%を占め、「3. 最終年度目標値のみを設定している」が28.1%となっている。

図表 13：認定地域再生計画の目標設定状況

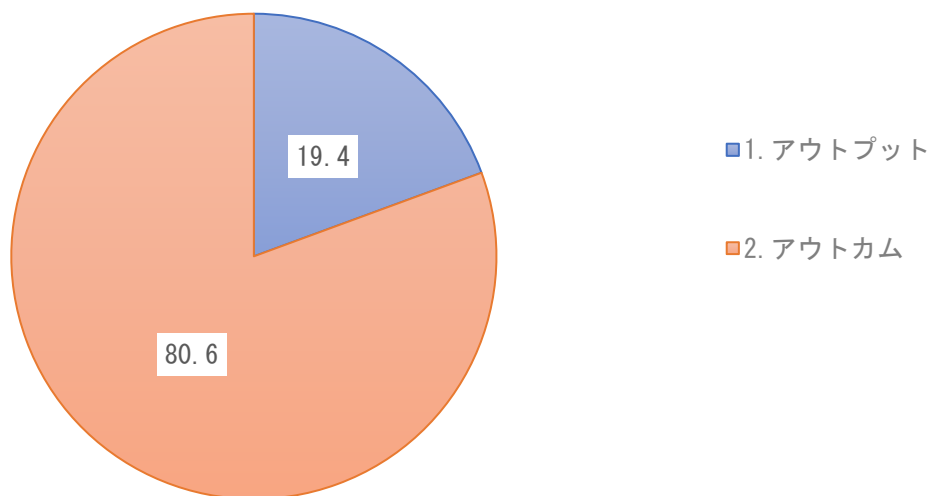


n=15,955、単位：%

(2) 認定地域再生計画の目標の種類

認定地域再生計画の各目標について、目標設定に係る指標が「アウトプット／アウトカム」のどちらの類型に分類されるかをみると、「アウトプット」が19.4%で、「アウトカム」が80.6%となっている。

図表 14：認定地域再生計画の目標の種類

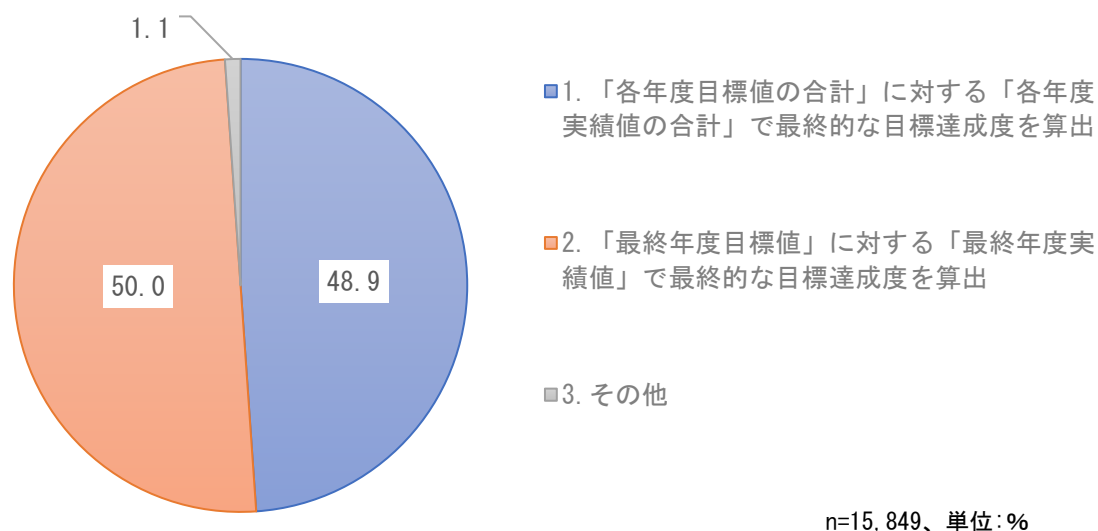


n=15,970、単位：%

(3) 計画終了時における最終的な目標達成率の算出方式

計画終了時における最終的な目標達成率の算出方式については、「1. 「各年度目標値の合計」に対する「各年度実績値の合計」で最終的な目標達成度を算出」が48.9%、「2. 「最終年度目標値」に対する「最終年度実績値」で最終的な目標達成度を算出」が50.0%となっている。

図表 15 : 計画終了時における最終的な目標達成率の算出方式



(4) 認定地域再生計画の目標達成状況

認定地域再生計画の各目標について、令和3年度の目標値、実績値及び達成率を尋ねた。

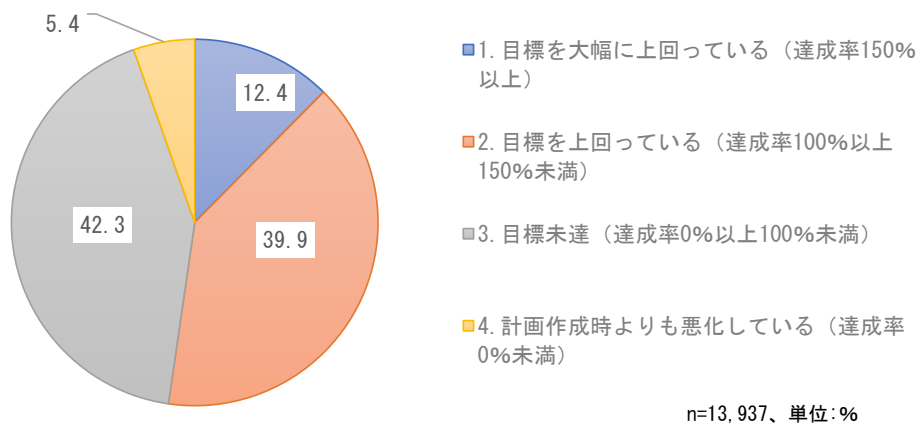
さらに、達成率について、下記のとおり達成状況として分類した。

達成率150%以上	: 1. 目標を大幅に上回っている
達成率100%以上150%未満	: 2. 目標を上回っている
達成率0%以上100%未満	: 3. 目標未達
達成率0%未満	: 4. 計画作成時よりも悪化している

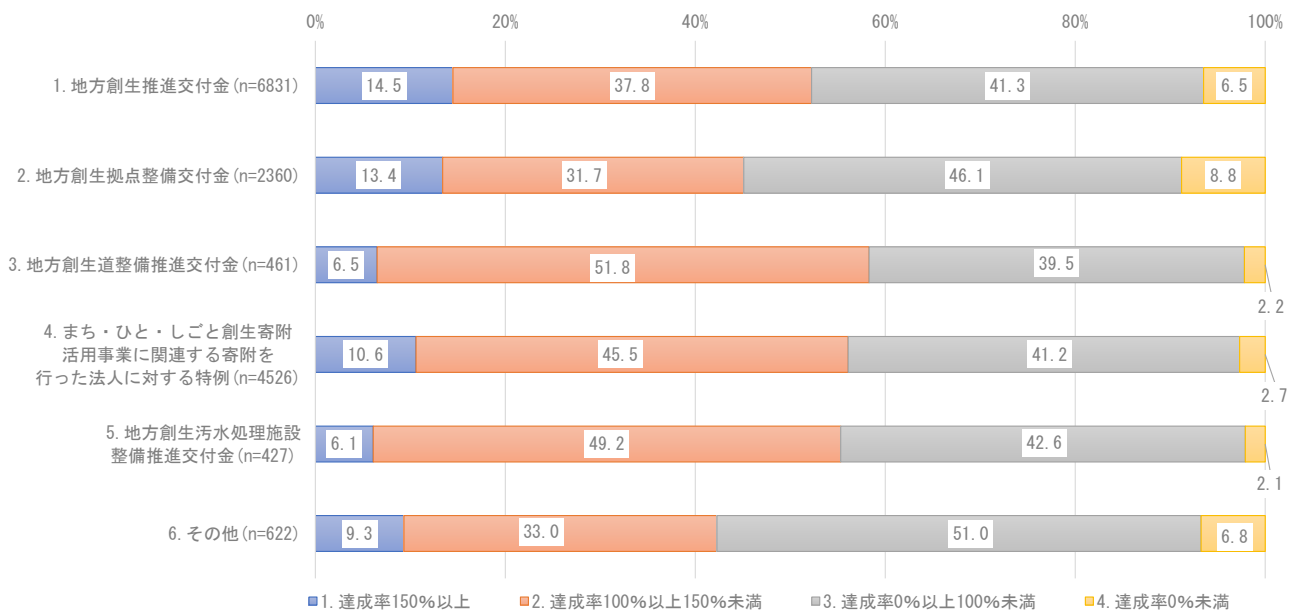
令和3年度末時点の認定地域再生計画の各目標の達成状況は、「1. 目標を大幅に上回っている」が12.4%、「2. 目標を上回っている」が39.9%となっており、「目標を上回っている」計画が過半数を占めている。

これを支援措置別にみると、「1. 目標を大幅に上回っている」計画が「1. 地方創生推進交付金」と「2. 地方創生拠点整備交付金」、「4. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」で10%を上回っている。

図表 16：認定地域再生計画の目標達成状況（令和3年度）



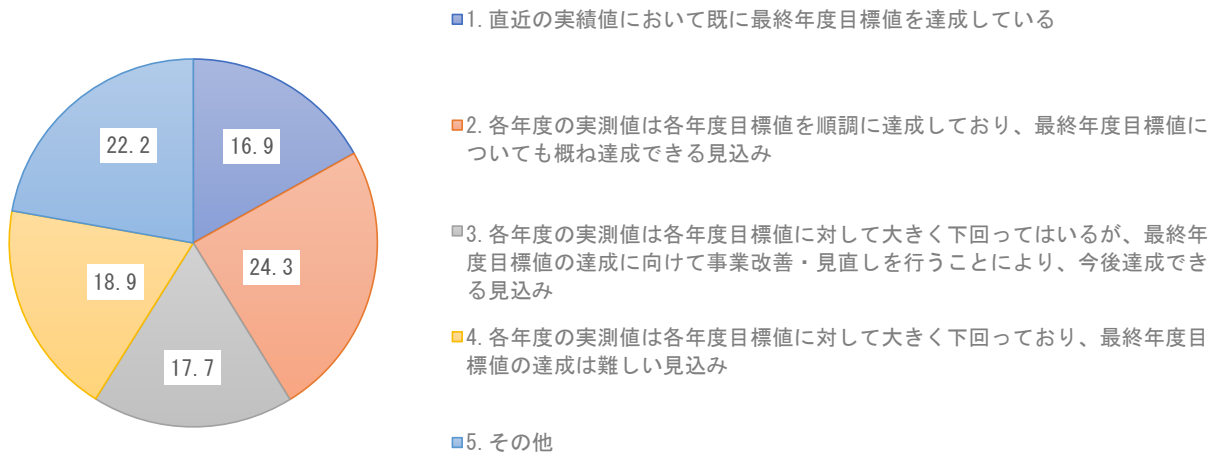
図表 17：支援措置別の認定地域再生計画の目標達成状況（令和3年度）



(5) 認定地域再生計画の最終年度目標達成見込み

認定地域再生計画の各目標について、最終年度の目標達成見込みをみると、「1. 直近の実績値において既に最終年度目標値を達成している」が16.9%、「2. 各年度の実測値は各年度目標値を順調に達成しており、最終年度目標値についても概ね達成できる見込み」が24.3%、「3. 各年度の実測値は各年度目標値に対して大きく下回ってはいるが、最終年度目標値の達成に向けて事業改善・見直しを行うことにより、今後達成できる見込み」が17.7%となっており、過半数が達成または達成見込みとなっている。

図表 18：認定地域再生計画の最終年度目標達成見込み



n=14,836、単位：%

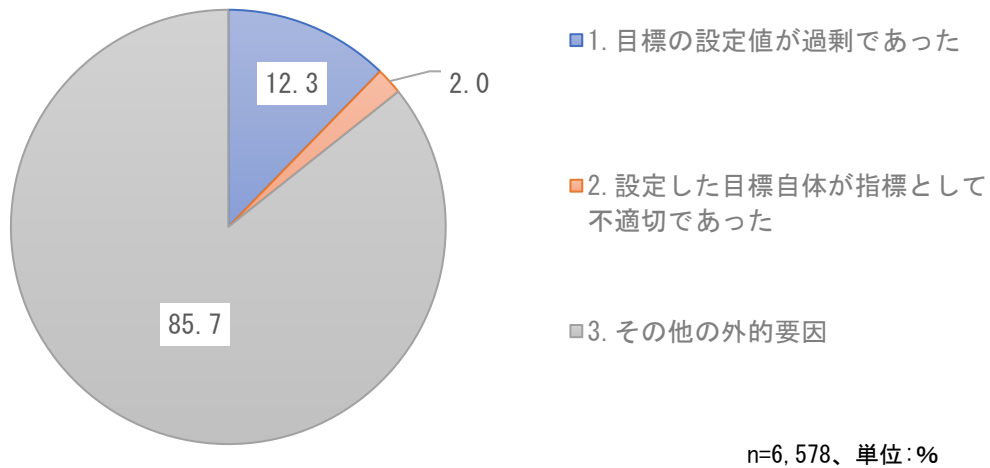
「その他」の具体的記述の内容としては、以下のものがあつた。

- ・ 自然災害等の影響により目標値を下回っているが、最終年度目標値については概ね達成できる見込み。
- ・ 正確な数値の把握が困難な目標があることから、集約方法について検討している。
- ・ 順調に達成してきたが、直近の各年度目標値はコロナ禍の影響により未達成となっている。
- ・ 根拠としていた統計調査が廃止となり、実績値の把握が困難。
- ・ 値にするのが難しくアンケートを実施して数値化する予定。
- ・ 現時点における達成状況を把握していない。
- ・ 未公表の数値があるため見込みは不明。

(6) 認定地域再生計画の目標値未達成の理由

「令和3年度の実績値が目標値を下回っている」と回答した目標について、その理由をみると、「1. 目標の設定値が過剰であった」が12.3%、「2. 設定した目標自体が指標として不適切であった」が2.0%で、「3. その他の外的要因」が85.7%を占めている。

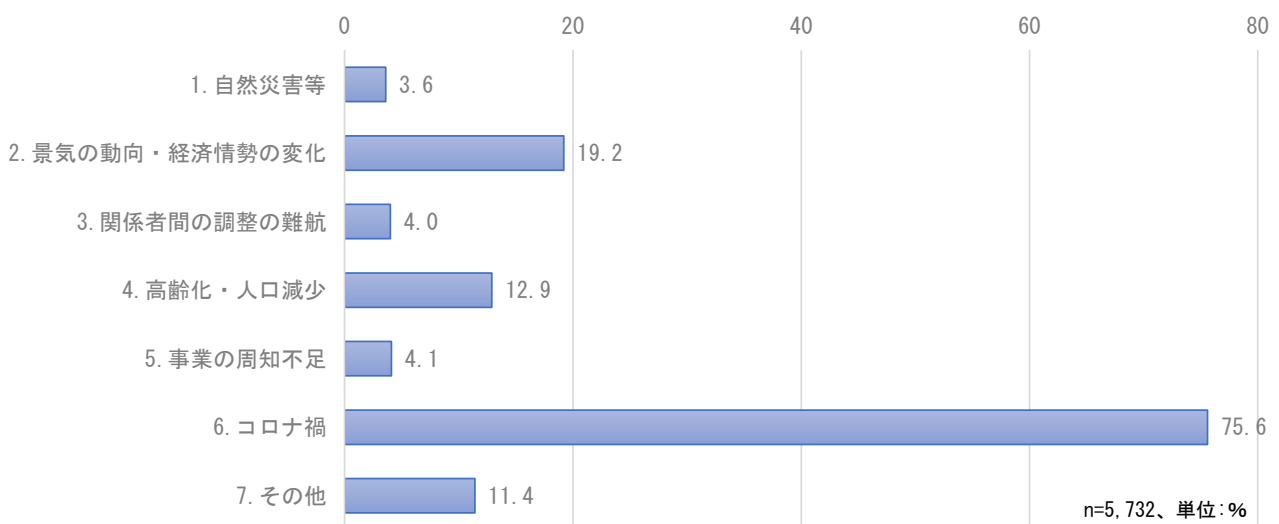
図表 19：認定地域再生計画の目標値未達成の理由



(7) 「その他の外的要因」の内容

「その他の外的要因」により、目標値未達成と回答した目標について、その内容をみると、「6. コロナ禍」が75.6%と、顕著に多くなっており、「2. 景気の動向・経済情勢の変化」が19.2%、「4. 高齢化・人口減少」が12.9%となっている。

図表 20：目標値未達成の理由が「その他の外的要因」の理由



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

外的要因について、「その他」の主な内容としては、以下の記述があった。

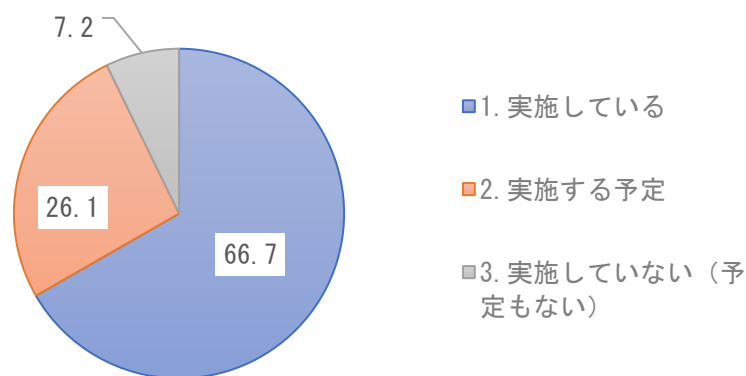
- ・ ふるさと納税の主力商品が不漁であったため。
- ・ 施設整備が遅れたことで供用開始も遅れたため。
- ・ 施設（模擬坑道）の火災により一部閉鎖となり入館者が減少したため。
- ・ みかんの生産において、裏年や雹被害により生産量が大幅に減少したため。
- ・ 光熱費や資材費などのコスト増により経営環境が苦しくなっており、廃業する生産者も出てきているため。
- ・ 和牛の繁殖・育成は難易度が高いため、生産者、関係機関等と連携し、人材の確保に努めたが、最終的に確保が見込めず、施設が未整備となったため。
- ・ 主穀作農家において、米価下落等の影響により新たな投資を伴う園芸作物の導入に慎重になっているため。
- ・ 農家の高齢化により、作付け面積に限界があるため。
- ・ 誘致・創出及び新規参入した宇宙関連企業の多くにおいて、その取組や体制が小規模にとどまっているため。
- ・ 空き家バンクの慢性的な登録物件不足のため。
- ・ 自動運転の実験運行の路線距離が長くなったため、1日の便数が限られたため。
- ・ 乗合タクシー運行事業者（タクシー事業者）の人員体制を考慮し、運行日数や一日当たりの便数が路線バスより少ないため。
- ・ 非婚化・晩婚化・晩産化が進んでいるため。
- ・ モデルとなる地域との調整に時間を要しているため。

6. 認定地域再生計画の効果の検証・評価

(1) 認定地域再生計画の評価（事業効果の検証）実施状況

認定地域再生計画について「測定した当該認定計画の目標達成状況をもとに、認定計画の評価（事業効果の検証）を実施しているか」をみると、「1. 実施している」が66.7%を占め、「2. 実施する予定」が26.1%となっており、大多数が認定地域再生計画の事業効果の検証を実施していることが分かる。

図表 21：認定地域再生計画の評価（事業効果の検証）実施状況

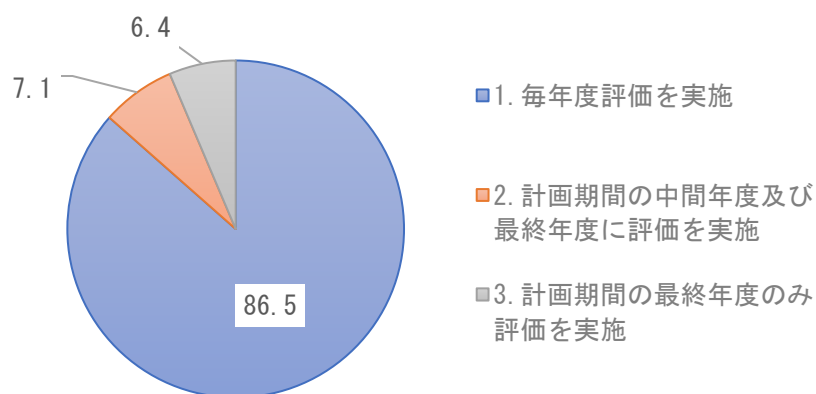


n=4,616、単位：%

(2) 認定地域再生計画の評価の実施時期

評価を実施している、または実施する予定と回答した計画について、「評価の実施時期」をみると、「1. 毎年度評価を実施」が86.5%と大部分が毎年度評価を実施していることが分かった。「2. 計画期間の中間年度及び最終年度に評価を実施」は7.1%、「3. 計画期間の最終年度のみ評価を実施」が6.4%となっている。

図表 22：認定地域再生計画の評価の実施時期

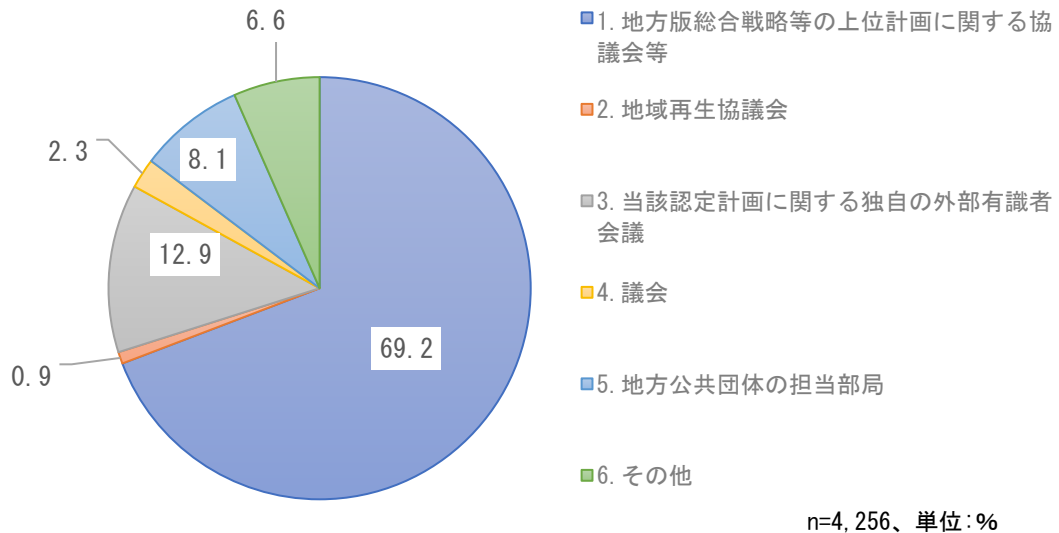


n=4,264、単位：%

(3) 認定地域再生計画の評価の実施主体

評価を実施している、または実施する予定と回答した計画について、「評価を行う主体」をみると、「1. 地方版総合戦略等の上位計画に関する協議会等」が69.2%を占め、「3. 当該認定計画に関する独自の外部有識者会議」が12.9%、「5. 地方公共団体の担当部局」が8.1%となっている。

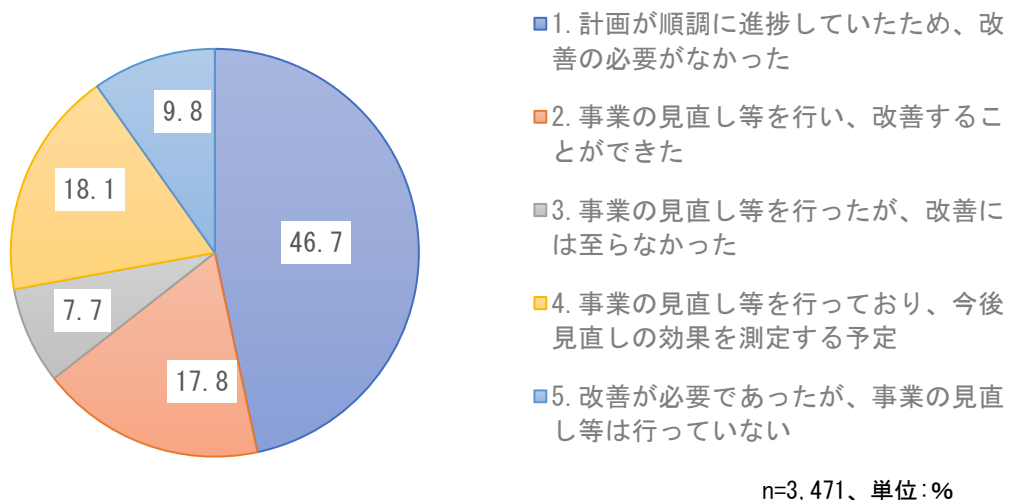
図表 23 : 認定地域再生計画の評価の実施主体



(4) 認定地域再生計画の事業内容の見直し等による改善状況

評価を実施していると回答した計画について、「評価実施後の事業内容の見直し等による改善状況」をみると、「1. 計画が順調に進捗していたため、改善の必要がなかった」が46.7%と半数近くを占め、「4. 事業の見直し等を行っており、今後見直しの効果を測定する予定」が18.1%、「2. 事業の見直し等を行い、改善することができた」が17.8%となっている。

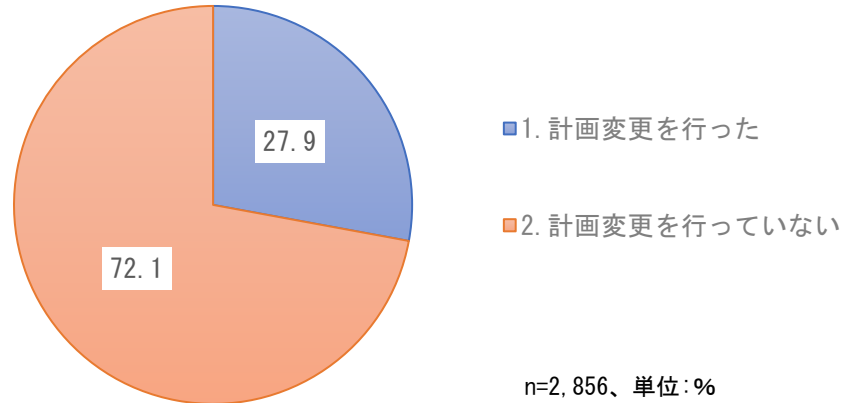
図表 24 : 認定地域再生計画の事業内容の見直し等による改善状況



(5) 認定地域再生計画の事業内容の見直し等に伴う計画変更の有無

「事業内容の見直し等を行った」旨の回答があった計画について、「計画の変更を行ったか」をみると、「1. 計画変更を行った」が27.9%で、「2. 計画変更を行っていない」が72.1%を占めている。

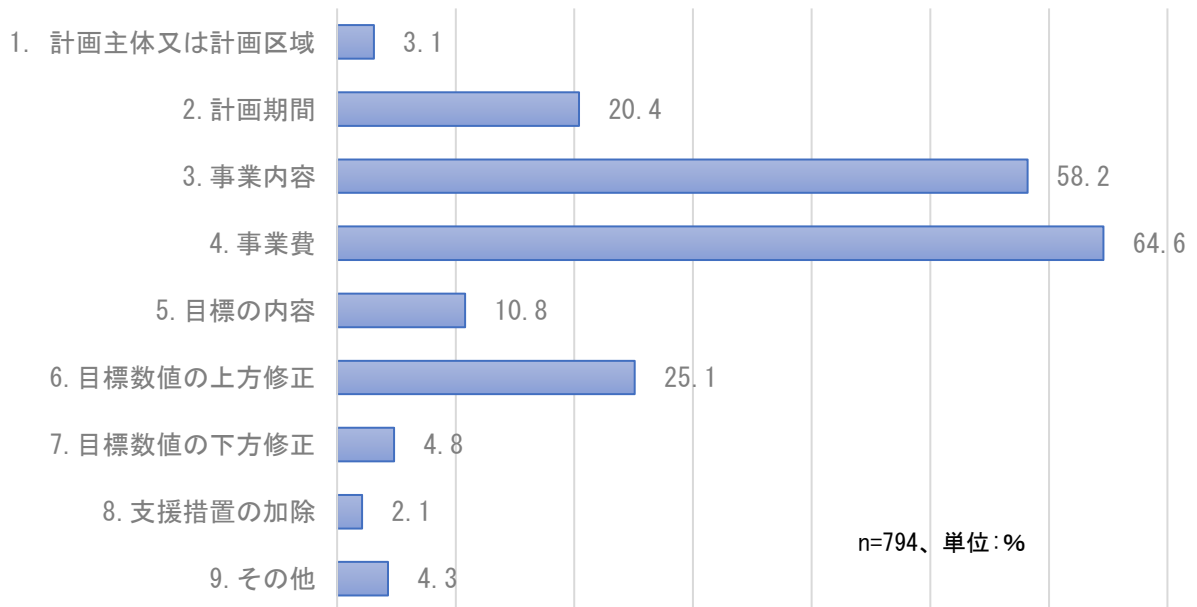
図表 25：認定地域再生計画の事業内容の見直し等に伴う計画変更の有無



(6) 認定地域再生計画の事業内容の見直し等に伴う計画の変更内容

「計画変更を行った」と回答した計画について、「変更の内容」をみると、「4. 事業費」が64.6%で最も多く、「3. 事業内容」が58.2%で続き、「6. 目標数値の上方修正」が25.1%、「2. 計画期間」が20.4%となっている。

図表 26：認定地域再生計画の事業内容の見直し等に伴う計画の変更内容



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

事業内容の見直し等に伴う計画の変更内容について、「その他」の主な内容としては、以下の記述があった。

- ・ 延長した計画期間で、目標数値を新たに設定
- ・ 組織名称の変更
- ・ 目標数値の年度内訳修正
- ・ 外部組織の参画者を修正
- ・ 目標値の追加
- ・ 新たな事業要素の追加
- ・ 寄附金額の目安の変更
- ・ 経費内訳の変更
- ・ 事業費の年度割の変更

(7) 認定地域再生計画の計画変更を行っていない場合の事業内容の見直し内容

「計画変更を行っていない」と回答した計画について、「事業の見直し内容」をみると、主な内容として以下の記述があった。

- ・ 上位計画である地方版総合戦略の推進会議において、委員から出された意見を各事業課に共有し、事業の見直しに役立てている。
- ・ 目標達成のための働きかけ等を行った。
- ・ 計画修正が不要な範囲内で事業の進め方を変更した。
- ・ 商工会、金融機関等が参画する既存の協議会において、各種 KPI の数字を踏まえ、意見交換等を実施している。
- ・ 事業の周知強化等を行った。
- ・ オンラインなどを活用し、事業実施手法の見直しを行った。
- ・ 計画変更までの必要はないものの各事業の評価・検証結果を踏まえ、外部有識者の意見をいただきながら実施手法の見直し、改善などを図っている。
- ・ 施設でのイベントや呼びかけの方法を見直した。
- ・ 事業への参加者増加のために、実施内容や期間の見直しを行った。
- ・ 新品種作出及び新製品開発のスケジュールを現状に応じて見直した。

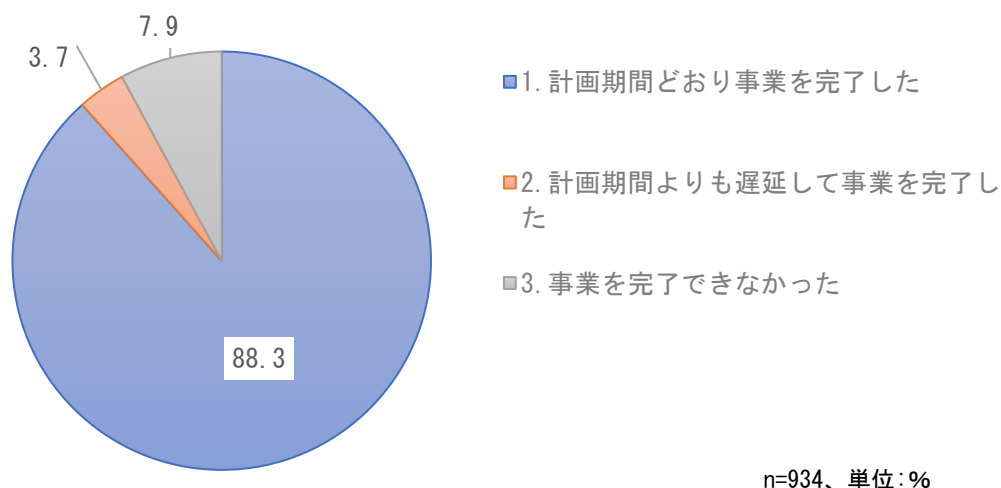
7. 認定地域再生計画の計画期間終了後の取組

(1) 計画期間が令和3年度末までの認定地域再生計画の進捗状況

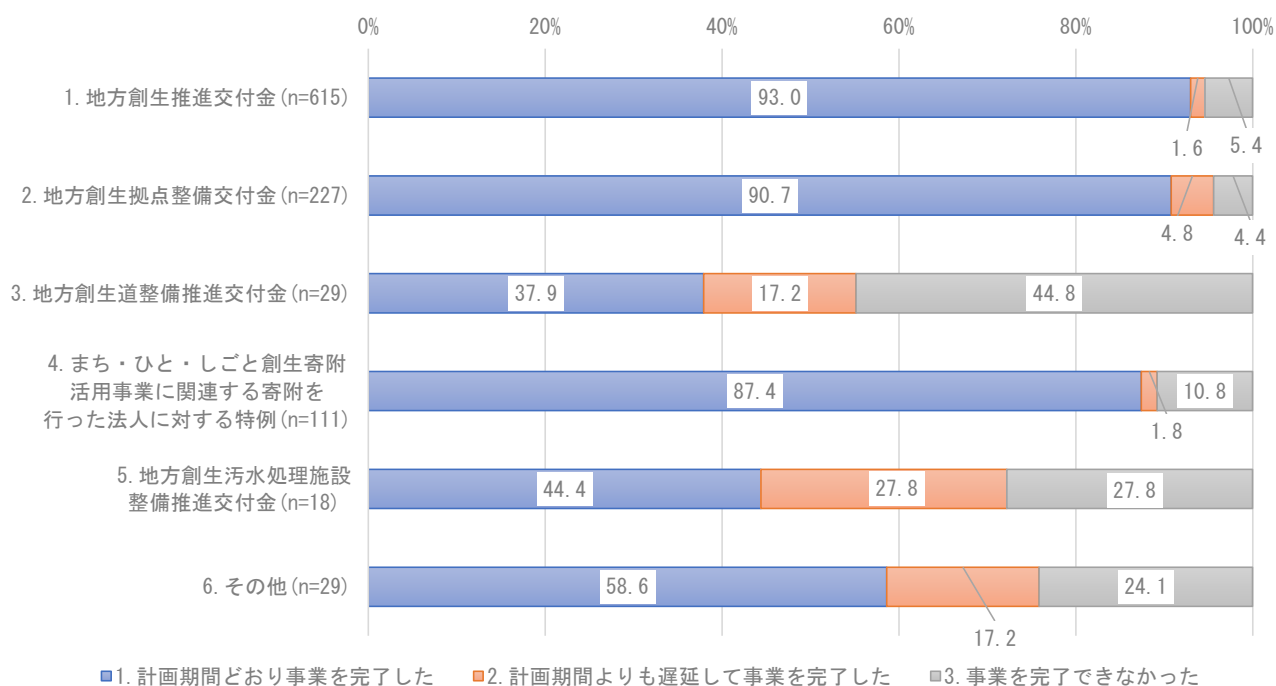
計画期間が令和3年度末までの認定地域再生計画について、計画の進捗状況を見ると、「1. 計画期間どおり事業を完了した」が88.3%と大半を占めている。

これを支援措置別にみると、「1. 地方創生推進交付金」及び「2. 地方創生拠点整備交付金」では、「1. 計画期間どおり事業を完了した」計画が90%を超えている。

図表 27：計画期間が令和3年度末までの認定地域再生計画の進捗状況



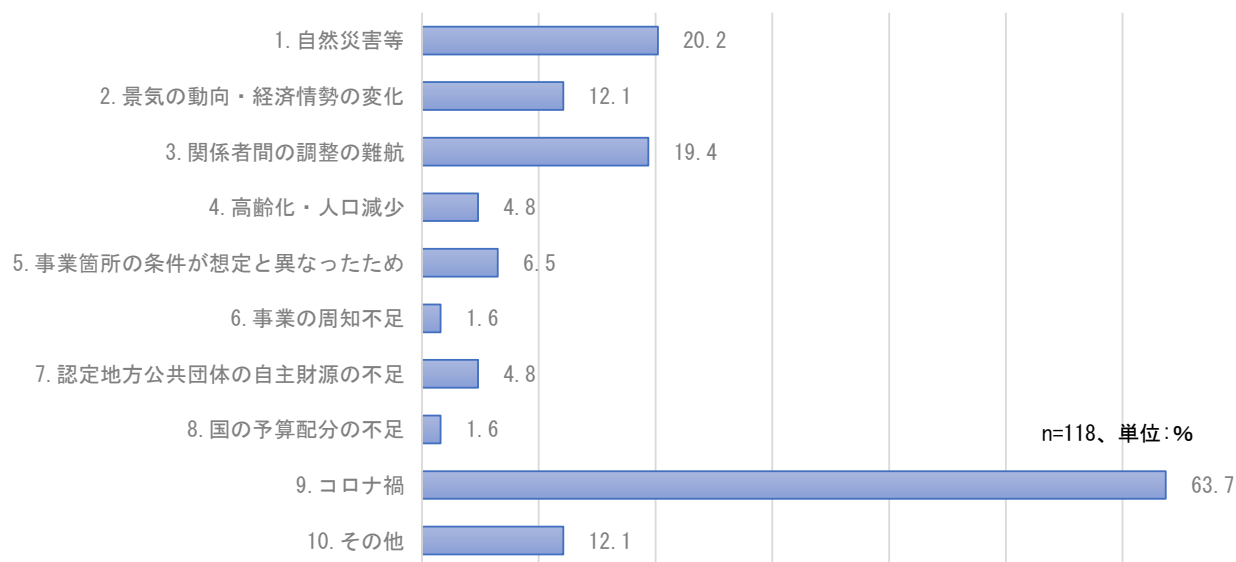
図表 28：支援措置別の計画期間が令和3年度末までの認定地域再生計画の進捗状況



(2) 遅延・完了できなかった理由

計画期間が令和3年度末までの認定地域再生計画について、計画期間よりも遅延して事業を完了した、または完了できなかった要因をみると、「9. コロナ禍」が63.7%で顕著に多くなっており、「1. 自然災害等」が20.2%、「3. 関係者間の調整の難航」が19.4%、「2. 景気の動向・経済状況の変化」が12.1%となっている。

図表 29：遅延・完了できなかった理由



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、以下の記述があった。

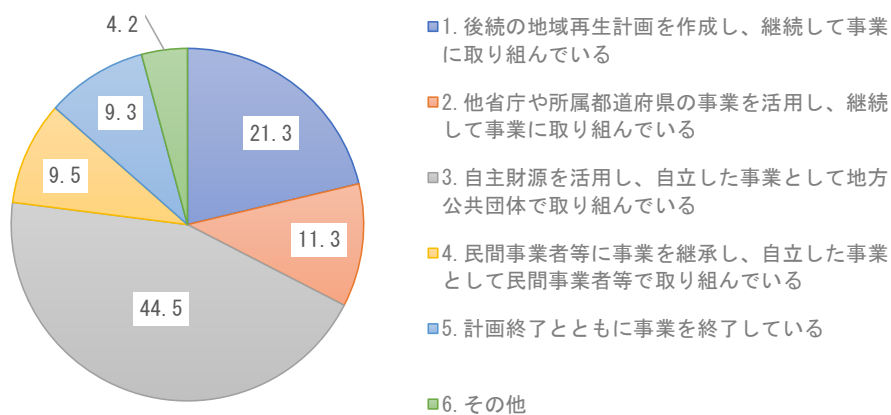
- ・ 繰越工事により事業は完了する見込み
- ・ 市全体の公共施設マネジメントの方向性に合わせて施設整備のあり方を検討中
- ・ 国際関係の悪化
- ・ 原料の不漁
- ・ 整備内容の見直し
- ・ 事業が好評により継続
- ・ 首長の交代
- ・ 事業の中止
- ・ 道の駅の開設中止や野生イノシシの豚熱発生等による外部環境の変化
- ・ 不適切な目標設定

(3) 認定地域再生計画の計画期間終了後の取組

計画期間が令和3年度末までの認定地域再生計画について、計画期間終了後に財源や体制などどのように事業に取り組んでいるかをみると、「3. 自主財源を活用し、自立した事業として地方公共団体で取り組んでいる」が44.5%と半数近く、「1. 後続の地域再生計画を作成し、継続して事業に取り組んでいる」が21.3%、「2. 他省庁や所属都道府県の事業を活用し、継続して事業に取り組んでいる」が11.3%となっている。

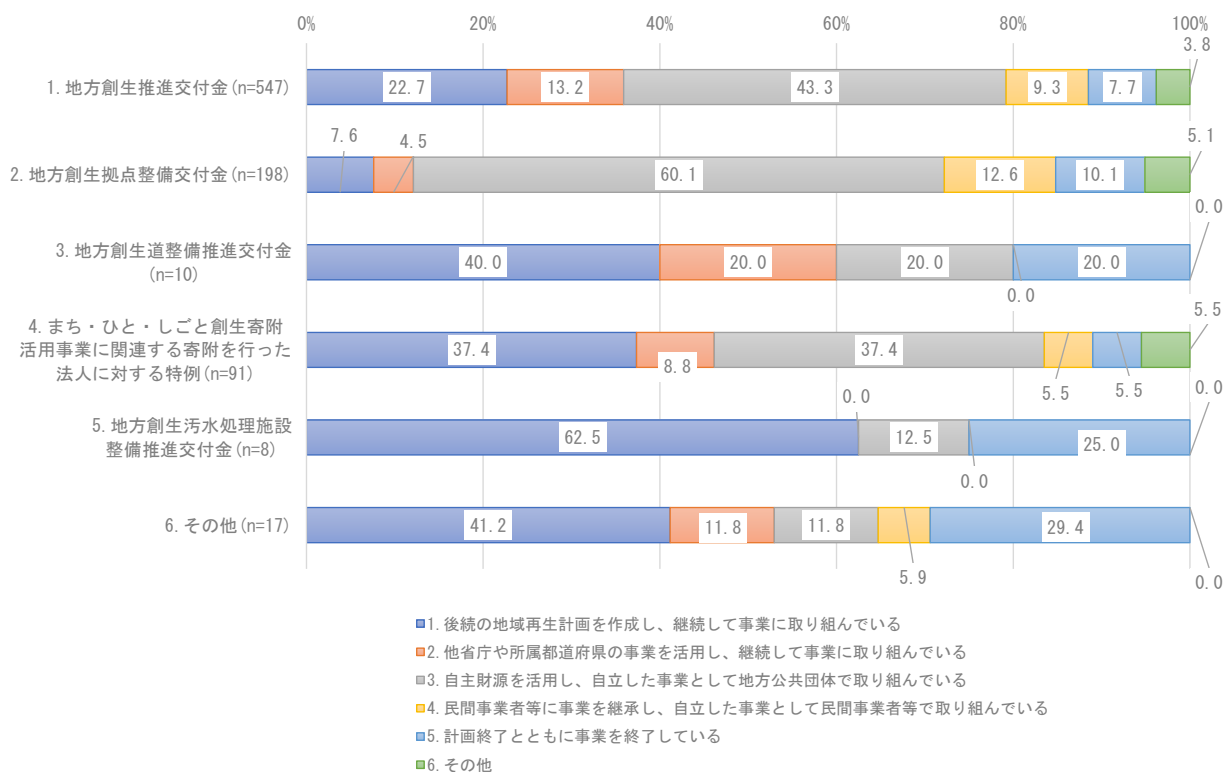
これを支援措置別にみると、「1. 地方創生推進交付金」や「2. 地方創生拠点整備交付金」では、「3. 自主財源を活用し、自立した事業として地方公共団体で取り組んでいる」割合が高く、「3. 地方創生道整備推進交付金」、「4. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」、「5. 地方創生汚水処理施設整備推進交付金」では、「1. 後続の地域再生計画を作成し、継続して事業に取り組んでいる」計画が多くなっている。

図表 30 : 認定地域再生計画の計画期間終了後の取組



n=789、単位:%

図表 31 : 支援措置別の認定地域再生計画の計画期間終了後の取組



計画期間終了後の取組について、「その他」の具体的内容としては、次のものがあつた。

- ・ 計画期間は終了したが、事業によって整備された施設を継続して活用している。
- ・ 後続の地域再生計画ではないが、別事業と連携しながら継続して事業に取り組んでいる。
- ・ 元々地域の主体事業として実施しており、継続して地域主体で事業を展開する。
- ・ 民間事業者が自立した運営が行えるように町と共に取り組んでいる。
- ・ 指定管理者が事業運営に取り組んでいる。
- ・ 自主財源や地方債を活用し、継続して事業に取り組んでいる。

(4) 認定地域再生計画の後続の地域再生計画

「後続の地域再生計画がすでに認定されている」計画について、どのような計画を作成したかをみると、以下の記述があつた。

- ・ 前段計画の継続・拡充した計画の作成。
- ・ コロナ禍からの脱却を目指す計画の作成。
- ・ 総合戦略と一体的に策定した総合計画に基づき、大括り化した地域再生計画を作成。
- ・ 当該計画の基となる総合戦略を検証し、事業内容、目標値等を新たに設定した。
- ・ 前段計画の内容を網羅した「まち・ひと・しごと創生推進計画」を作成した。
- ・ 総合戦略と整合を図った企業版ふるさと納税を活用するための後続の計画を策定した。
- ・ 林業を営みたい移住者等を増加させることを目標とする内容の計画を作成した。
- ・ 市道・林道を整備することにより、森林整備面積の増加・木材輸出の拡大・観光交流の活性化を図る計画を策定。
- ・ 当計画で設置したオフィスを中心に、都内の駅構内で特産品の販売を行う計画を作成した。
- ・ コロナ禍で変化した少人数での旅行や、オンラインなどを活用した事業（eスポーツなど）を計画した。
- ・ 生産性および安全性の向上を目的とした高性能林業機械の導入などを支援し、林業の担い手の確保を目指す計画の作成。
- ・ 本県の観光の強みである「ご縁」と「美肌」をテーマとした観光誘客施策を設定した。

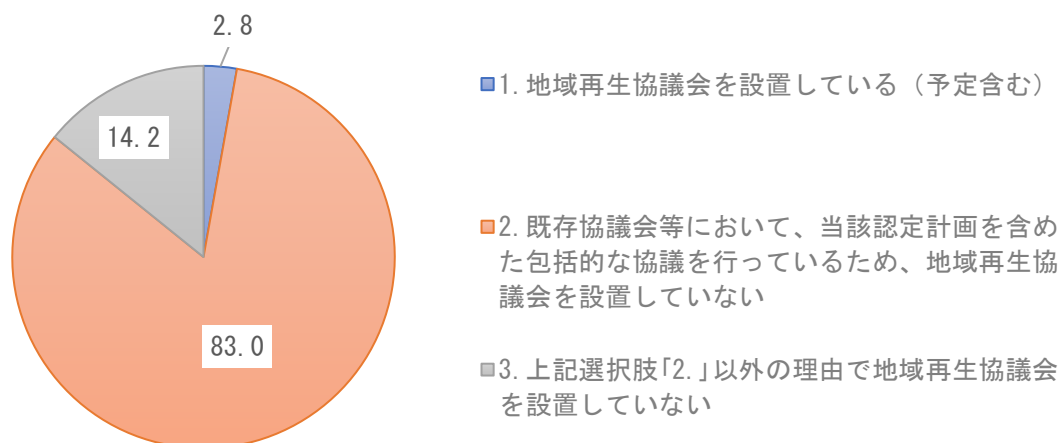
8. 地域再生協議会

(1) 認定地域再生計画の地域再生協議会の設置状況

認定地域再生計画について、地域再生協議会の設置状況をみると、「1. 地域再生協議会を設置している（予定含む）」は2.8%で、「2. 既存協議会等において、当該認定計画を含めた包括的な協議を行っているため、地域再生協議会を設置していない」が83.0%を占めている。

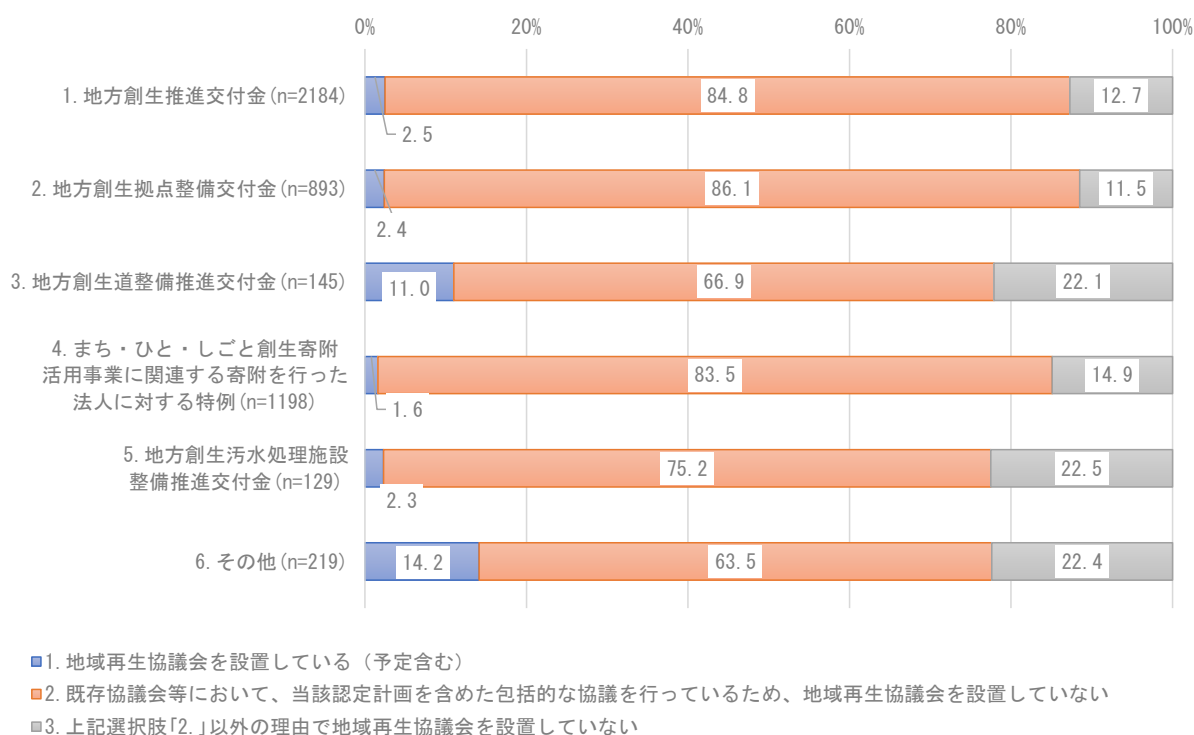
これを支援措置別にみると、「3. 地方創生道整備推進交付金」で、「1. 地域再生協議会を設置している（予定含む）」の割合が10%を超えているが、支援措置による顕著な特徴は見受けられない。

図表 32：認定地域再生計画の地域再生協議会の設置状況



n=4,365、単位：%

図表 33：支援措置別の認定地域再生計画の地域再生協議会の設置状況



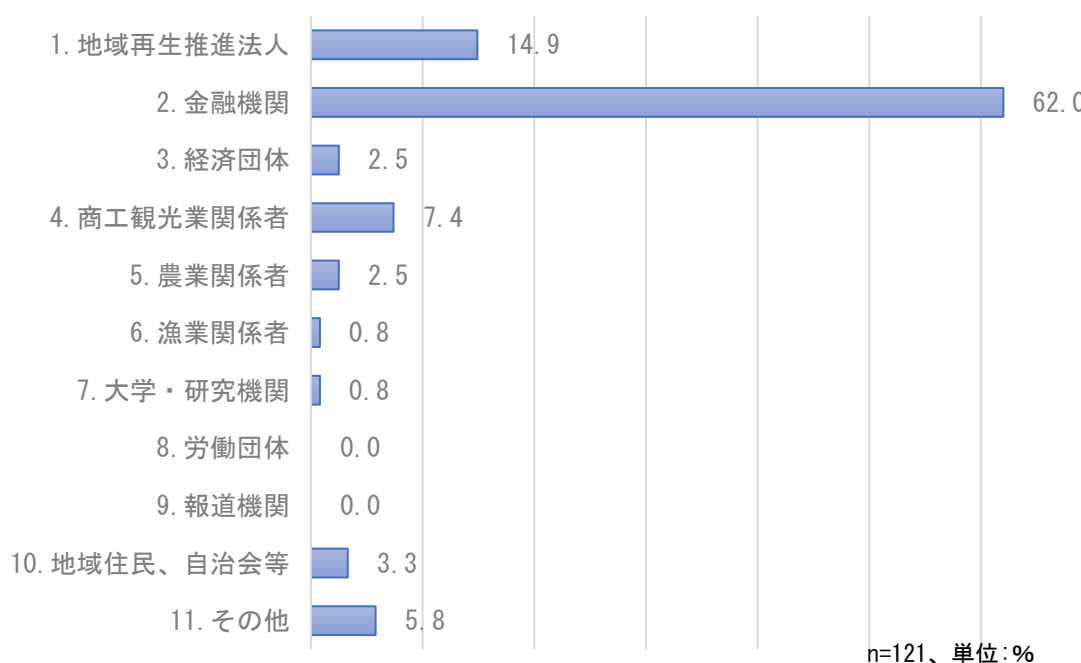
「3. 既存協議会等において、当該認定計画を含めた包括的な協議を行っているため、地域再生協議会を設置していない」以外の非設置理由としては、次のものがあつた。

- ・ 協議の必要がないため。
- ・ 有識者会議を設置しているため。
- ・ 関係各所との連携は図られており協議会の設置は要しないため。

(2) 地域再生協議会の構成員

地域再生協議会を設置していると回答した計画について、地域再生協議会を構成する構成員の属性をみると、「2. 金融機関」が62.0%で最も多く、「1. 地域再生推進法人」が14.9%、「4. 商工観光業関係者」が7.4%となっている。

図表 34 : 地域再生協議会の構成員

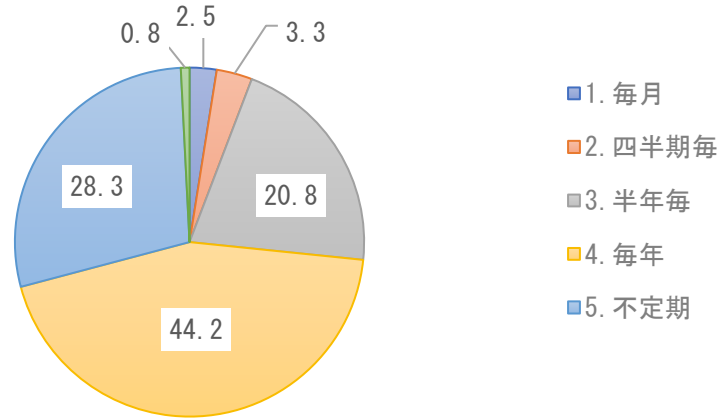


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

(3) 地域再生協議会の開催頻度

地域再生協議会を設置している団体について、地域再生協議会の開催頻度をみると、「4. 毎年」が44.2%で最も多く、「5. 不定期」が28.3%、「3. 半年毎」が20.8%となっている。

図表 35 : 地域再生協議会の開催頻度

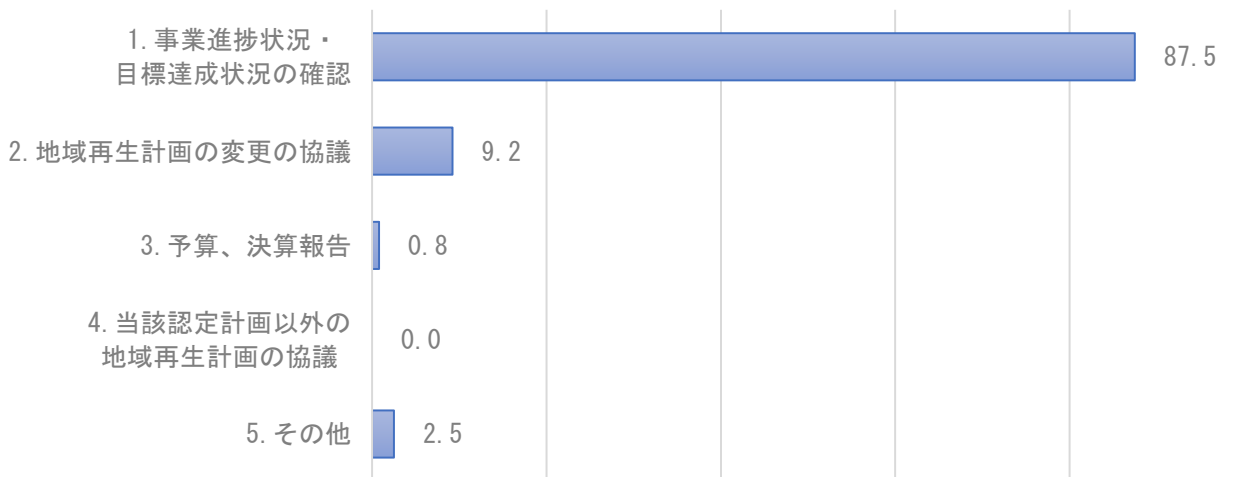


n=120、単位:%

(4) 地域再生協議会の主な議題

地域再生協議会を設置している団体について、地域再生協議会の主な議題をみると、「1. 事業進捗状況・目標達成状況の確認」が87.5%で最も多く、「2. 地域再生計画の変更の協議」は9.2%、「3. 予算、決算報告」が0.8%となっている。

図表 36 : 地域再生協議会の主な議題



n=120、単位:%

(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

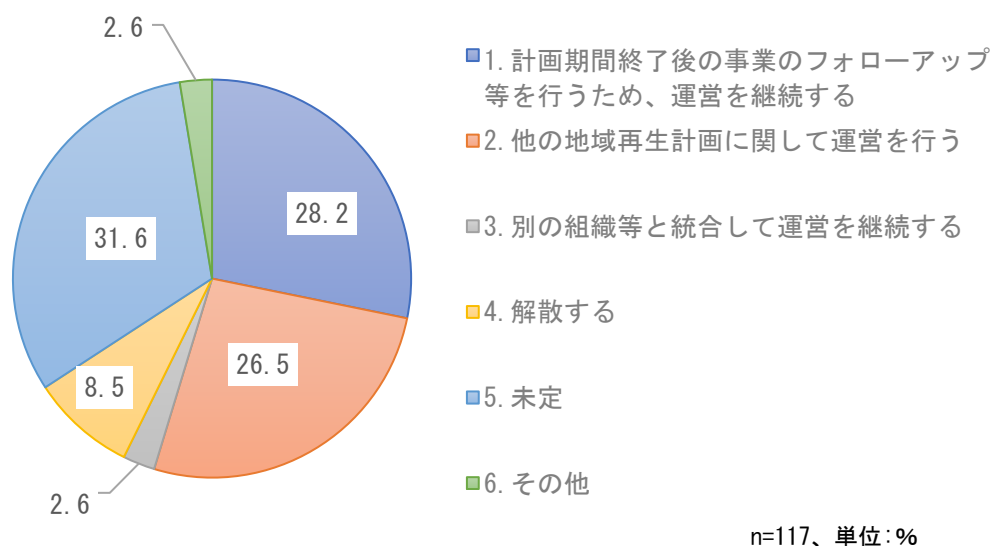
「その他」の主な内容としては、以下の記述があった。

- ・ 地域再生計画の承認
- ・ 地方版総合戦略の進捗状況
- ・ 地方版総合戦略の計画策定や変更の協議

(5) 計画期間終了後の地域再生協議会の運営方針

地域再生協議会を設置している団体について、計画期間終了後の地域再生協議会の運営方針をみると、「5. 未定」が31.6%で最も多く、「1. 計画期間終了後の事業のフォローアップ等を行うため、運営を継続する」が28.2%、「2. 他の地域再生計画に関して運営を行う」が26.5%となっている。

図表 37：計画期間終了後の地域再生協議会の運営方針

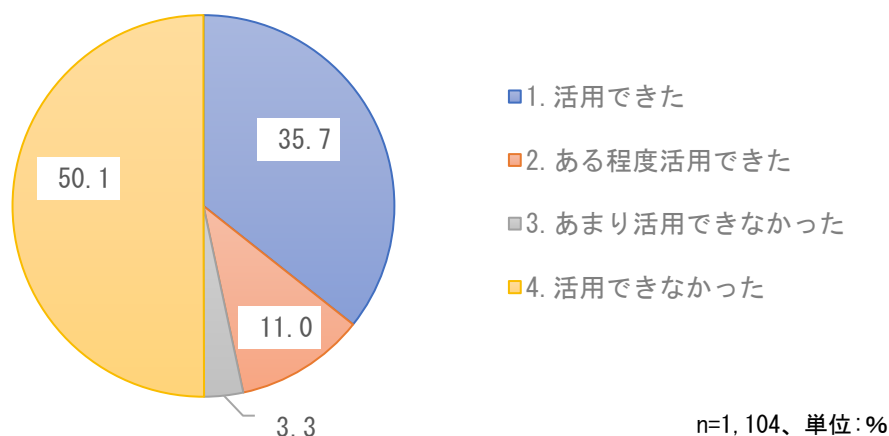


9. 地方創生整備推進交付金の活用状況

(1) 地方創生整備推進交付金（旧地域再生基盤強化交付金を含む）の活用状況

複数の施設（市町村道と農道、公共下水道と合併処理浄化槽等）を総合的に整備する地方創生整備推進交付金を活用した認定地域再生計画について、交付金を効果的に活用できたかをみると、「1. 活用できた」が35.7%、「2. ある程度活用できた」が11.0%で、半数近くを占めている。

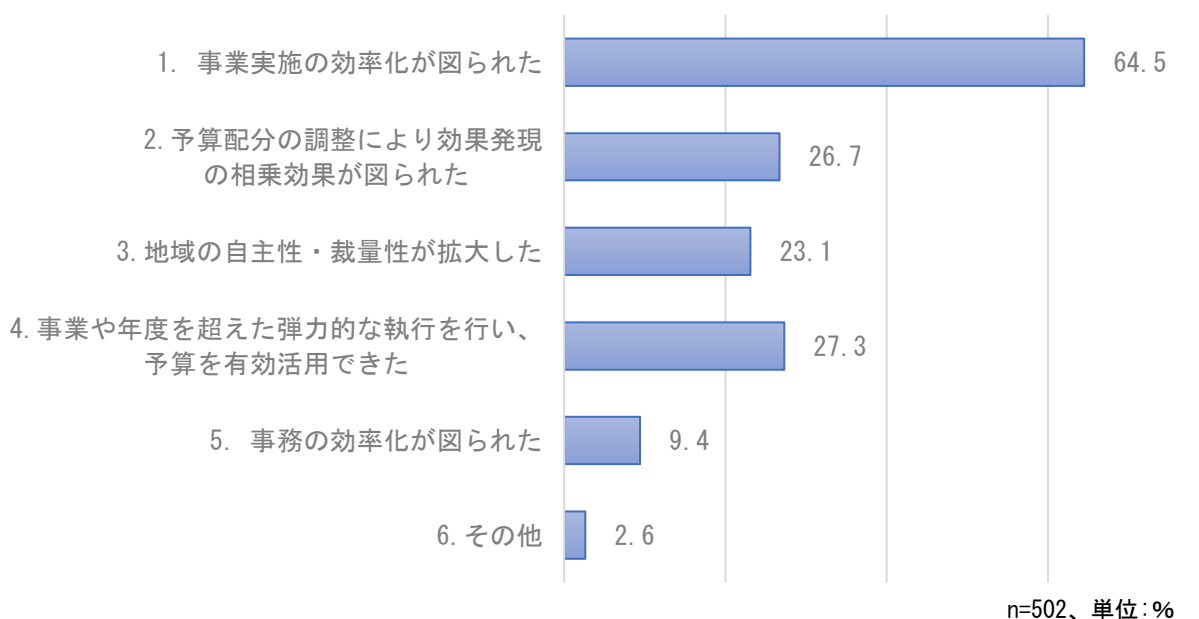
図表 38：地方創生整備推進交付金の活用状況



(2) 地方創生整備推進交付金を効果的に活用できた点

地方創生整備推進交付金を効果的に活用している認定地域再生計画について、活用できた点をみると、「1. 事業実施の効率化が図られた」が64.5%で最も多く、「4. 事業や年度を超えた弾力的な執行を行い、予算を有効活用できた」が27.3%、「2. 予算配分の調整により効果発現の相乗効果が図られた」が26.7%で続いている。

図表 39：地方創生整備推進交付金を効果的に活用できた点



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

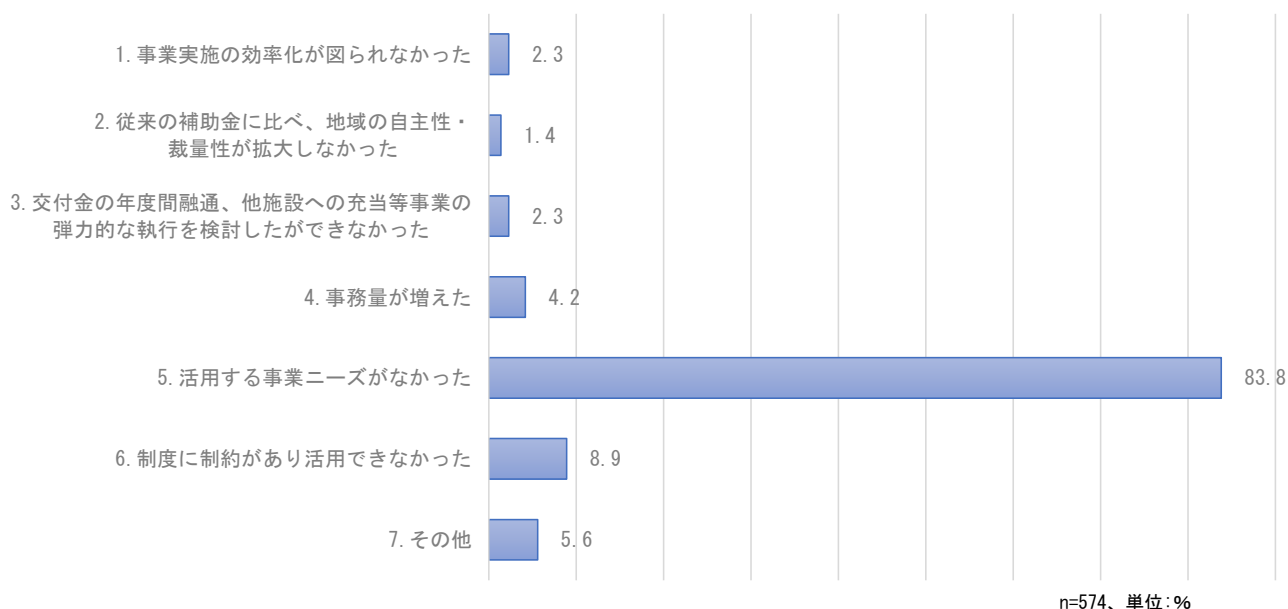
活用できた点について、「その他」としては、以下の記述があった。

- ・ 農道及び市道を一体的に整備することにより、発現の効果が大きくなった。
- ・ 全体的にみると、コロナ禍等の影響もありKPIの実績値は芳しくなかったが、事業を活用し各種整備を行った翌年度には目標値を大きく上回り、一定の効果があった。
- ・ 本県を含む東北地方の農林業における生産性（高収量及び高品質を安定的に確保しつつ、省力化・省人化と両立）の向上への貢献が期待できる。
- ・ 予算の有効活用はできたが、事務量が増えた。

（3）地方創生整備推進交付金を効果的に活用できなかった点

地方創生整備推進交付金を活用しているが、効果的に活用できなかった認定地域再生計画について、活用できなかった点を見ると、「5.活用する事業ニーズがなかった」が83.8%と顕著に多くなっている。

図表 40：地方創生整備推進交付金を効果的に活用できなかった点



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

活用できなかった点について、「その他」としては、以下の記述があった。

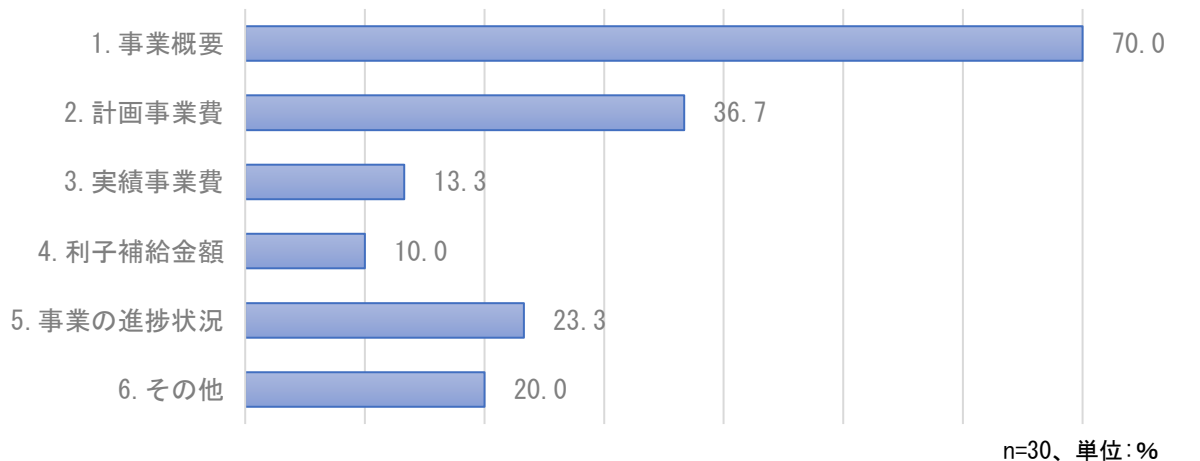
- ・ 県税の事業税及び不動産取得税の減税措置であり、地方交付税による減収補填措置があるため。
- ・ 土木系の国庫補助金については整備推進交付金は活用せず、他の国庫補助金を活用しているため。
- ・ 交付金のエントリー要件が合致しないため（道路と農道および林道の組み合わせ）。
- ・ 他の交付金のほうが補助率が高いため。
- ・ 新型コロナウイルス感染症により、施設整備後の運用が中断してしまったため。
- ・ 事業内容や事業の箇所により上乘せ補助の有無や率の違い、充当起債（過疎、辺地、公共事業債など）の率の違いにより、横断的な流用に支障がありメリットを活用できなかったため。

10. 地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金の活用状況

(1) 支援措置を受けた事業の把握内容

地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金（以下利子補給金という。）を活用している認定地域再生計画について、支援措置を受けた事業内容を把握している（する予定がある）認定地域再生計画の把握内容をみると、「1. 事業概要」が70.0%で最も多く、「2. 計画事業費」が36.7%、「5. 事業の進捗状況」が23.3%となっている。

図表 41：支援措置を受けた事業の把握内容

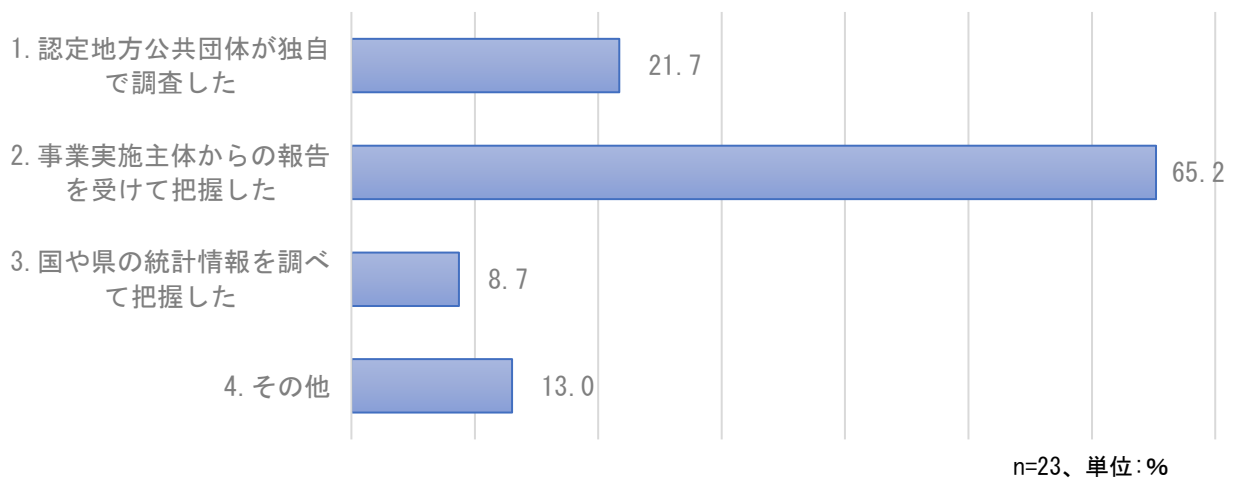


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

(2) 支援措置を受けた事業内容の把握方法

支援措置を受けた事業内容を把握している（する予定がある）認定地域再生計画について、事業内容の把握方法をみると、「2. 事業実施主体からの報告を受けて把握した」が65.2%で最も多く、「1. 認定地方公共団体が独自で調査した」が21.7%となっている。

図表 42：支援措置を受けた事業内容の把握方法

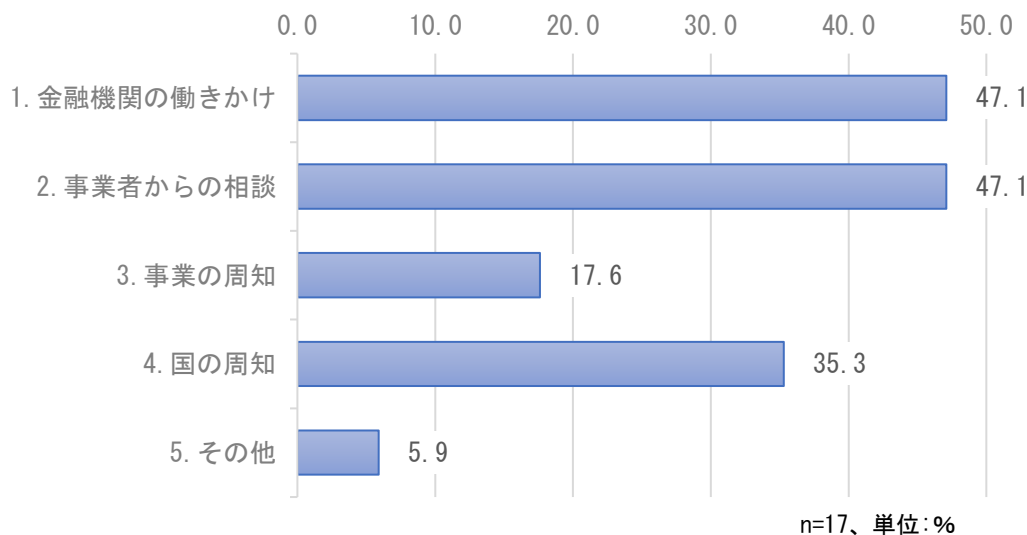


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

(3) 利子補給金制度を活用した認定地域再生計画作成の経緯

利子補給金制度を活用している認定地域再生計画について、計画作成の経緯をみると、「1. 金融機関の働きかけ」と「2. 事業者からの相談」が47.1%で多く、「4. 国の周知」が35.3%となっている。

図表 43：利子補給金制度を活用した認定地域再生計画作成の経緯



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

(4) 利子補給金制度の活用における効果

制度活用について、主な回答内容としては、以下の記述があった。

- ・ 研究開発や新商品の開発に係る設備投資に活用され、付加価値額の増加につながっている。
- ・ 事業者の大規模な設備投資を後押ししている。
- ・ 事業者が事業資金を低利で借り入れることが可能となり、各種の施設を円滑に整備できたことから、地域包括ケアシステムの実現や地域コミュニティの構築につながるとともに、新たな雇用を創出する効果があった。

11. 認定地域再生計画の目標達成に向けてのフォローアップ・支援措置活用の課題等

- (1) 地域再生計画に記載した目標について、達成が困難な場合に実施したフォローアップ
地域再生計画に記載した雇用機会の創出、地域活性化への具体的効果等といった目標について、達成困難な場合、どのようなフォローアップを実施したかをみると、以下の記述があった。

<事業内容・実施方法の見直し>

- ・ 事業実施主体との協議等により事業内容の見直しを行った。
- ・ 新型コロナウイルスの影響により、事業の実施方法の見直し等を行った。
- ・ 新たな事業創出に向け検討を実施している。
- ・ 目標達成に向け、計画期間を延長して市道・林道の事業進捗を図った。
- ・ 新たな需要開拓、顧客ニーズの生産者へのフィードバックが図られるよう農業・観光における窓口業務の強化を図った。
- ・ 施設を運営する指定管理者（ガイド団体）の育成によるスキルアップや新規コースの開拓などにより、収益の増加や雇用の確保に努めた。
- ・ 新型コロナウイルスの影響を受けた県内中小企業向けに施設の利用料金を50%減免する措置を令和3年12月末まで設け、利用促進を図った。
- ・ 稼ぐ力向上という目標達成のため、外部アドバイザーの助言に基づく新特産品の開発、地域おこし協力隊と地域商社の協働イベント、地域商社の売り場の改善等を行った。
- ・ 実店舗での販売を収入の大きな部分とする計画であったが、ふるさと納税など新たな販路を模索した。

<事業のPR・制度の周知>

- ・ 関係機関との協力により事業のPRを行い、集客に努める。
- ・ 下水道未接続世帯への文書での通知や戸別訪問での勧奨。
- ・ 認定要件としている地域活力向上地域の拡大を図るため、補助金の拡充等により雇用創出を生み出す企業へのPRを行っている。
- ・ ワーク・ライフ・バランス企業認証取得を促進するため、企業向けセミナーの内容として同認証取得支援講座を実施した。
- ・ 企業への周知が不十分で就労環境改善に取り組む企業数が伸びなかったことを踏まえ、合同企業説明会の場を活用した企業への周知等に取り組んだ。
- ・ 県内企業の求人情報を掲載する「求人マッチングサイト」において、県外からの求職者のニーズに即した情報提供に努めるほか、県内企業の経営者に直接話を聞き、企業活動の核心を体験できる「経営者随同行インターンシップ」の実施等により、学生に県内企業の魅力を伝える機会を提供することで、大卒者等の県内就職増を図る。
- ・ より多くの事業者に移住就業マッチングサイトに求人を掲載してもらえるように、企業の合同就職面接会等に赴き、積極的に制度周知を行った。

<新型コロナウイルス感染症対策の実施>

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策を考慮したイベントの開催方法等を検討した。
- ・ コロナ禍においては、アフターコロナ需要を見込んだ事業展開を検討した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまでの集客型イベントの実施が難しくなったため、密を避けて楽しめるアプリを活用したデジタルスタンプラリーの開催や、地域周遊マップを作成するなどにより、地域周遊を促進した。

- ・ オンラインで研修等を行い、より多くの高齢者が研修を受講出来るように事業の執行方法を変更した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による物産展や見本市の延期、バイヤー招聘の中止などを踏まえ、ECの拡大等、情勢に応じた海外販路の拡大策を行った。

<関係部署・関係団体との連携>

- ・ 庁内関係課と情報共有を行い、新規案件の掘り起こしを行った。
- ・ 雇用確保に向け、ハローワークや職業紹介サービスを提供する民間事業者などへのヒアリングを実施している。
- ・ 関係団体と連携し、観光客向けの情報発信の強化などに取り組んだ。
- ・ 毎年度、地方版総合戦略の上位計画に関する協議会等から評価および意見を受け、事業の見直しに生かしている。
- ・ 外部有識者による効果検証で原因を協議し、達成に向けた変更申請を行った。

(2) 支援措置活用に当たっての課題・問題点・改善点等

① 支援措置の活用全般について

支援措置の活用全般について、課題・問題点・改善点等の主な記述を整理すると、以下のとおりである。

<人材・財政不足等>

- ・ 地域商社機能を持つ団体は地方創生において重要な役割を担うが、公益性の高い事業を行うため財政基盤が弱く、持続可能な運営が厳しい。
- ・ 人件費等を含む運営を支援する制度があるとよい。
- ・ 事業者がそもそもいないため手探り状態でなかなか前に進まない。
- ・ 町内において、活用に至るまでのノウハウと人材が不足している。

<柔軟な対応等>

- ・ 事業工期に制約があることで、規模の大きい整備が難しくなっている。
- ・ 補助対象が限定され、地域の状況によっては要件に合致しないことや、計画の策定、モニタリングに労力を要する点が課題となっている。
- ・ 新規就労支援事業として実施しているため、事業対象者を求職者に限定しているが、官民連携プラットフォーム（女性デジタル人材育成部会）の委員からは非正規雇用労働者のキャリアチェンジ目的等、対象者を広げられるとよい、との意見をいただいている。
- ・ 地域主体のまちづくりを行うに当たり、まちづくりの体制の立ち上げ段階までは地方創生推進交付金により順調に進んでいるが、地元事業者等が本業を携えた上で、人件費等を要しないボランティアで行っているような地域主体のまちづくりを継続するには、立ち上げ段階の支援だけでなく、中長期的なサポートも必要という課題があり、そのサポートを実現する支援メニューがあるとよい。

<制度活用の課題等>

- ・ 市町村担当者や立地検討中の企業に対し、制度の周知・普及を図っていく必要がある。
- ・ 制度が多岐にわたっているため、理解が追い付かない。
- ・ 新たな事業ニーズが見えておらず、活用に至っていない。

- ・ 支援措置の制度内容について国からの具体的な指示が遅い（本県の予算要求後）ため、事業構築が困難かつ手戻りが多い。
- ・ 「人材派遣型」を活用したいと考えているが、まだ実施している自治体が少ないため、参考事例がなく手探りで進めている状況であり、スムーズに進まない。

<事務の簡素化・軽減等>

- ・ 推進交付金等を活用しようとするすると事務が煩雑なうえ、計画策定までの期間が短い。
- ・ 計画作成に係る事務手続が煩雑、かつ膨大であるため、必要な項目等を取捨選択していただきたい。
- ・ 地域再生計画に紐付く支援措置の体系や制度が複雑すぎて活用困難なため、フロー図などを用いて簡単に手続が必要か否かを判断できるとよい。

② 特定の支援措置の活用について

特定の支援措置の活用について、課題・問題点・改善点等の主な記述を整理すると、以下のとおりである。

<地方創生推進交付金>

- ・ 事業実施報告が毎年10月頃に実施されるが、毎年調査項目が変更・追加されるとともに、過去提出している実施計画や実績報告から転記するような項目が多くある。過去の提出物から分かるものは調査項目としないか、調査発出時点で入力された状況としていただきたい。
- ・ KPIの達成状況が芳しくないため、変更申請により事業を追加する際、総事業費の増額に伴い、KPIの上方修正が必要になった。これにより、現状のKPIと目標値の乖離が大きくなり、外部有識者による効果検証の際も、説明が難しかった。事業費が増額する場合も、実態に合った適切なKPIを設定させていただきたい。
- ・ 地方でつくったものを都会へ売る産業にしても、都会の人々を地方へ呼び込む観光交流事業にしてもコロナ禍と計画期間が重なった取組は明らかに条件が不利であり、思うような活動ができなかったため継続的な支援が行えるようにしていただきたい。
- ・ 就活サイト構築など主にハード面での整備に重点を置いてきたこともあり、ソフト面についてはこの基盤を活かしてこれから積極的に展開していくが、交付期間が3年間では、事業自体（若者の地元就職・定着）がすぐに目に見える効果をあげることが難しく、地域の16市町が一体となって根気よく事業を継続していくことが、将来的にこの事業の目的につながっていくと考えている。
- ・ 非常に自由度の高い交付金であるが、長期に事業を計画することが難しく、また計画を変更する手続も煩雑である。例えば、新規申請においては、計画までいかずとも、構想レベルでの採択がなされると助かる。その後継続申請などで細部を作りこんでいくような仕組みとなっているとありがたい。
- ・ 民間団体が3月まで事業を実施していても、補助金の支払いを3月末までに完了しなければならない制約上、2月分までの支払いしか国の補助金が付かず、課題となっている。
- ・ 地域住民の自主的な活動を推進していく事業内容であるため、実績報告は、地域住民の活動実績も提出する必要がある。3月末までの活動の報告書類一式を4月1日に揃えるというスケジュールはかなりタイトである。4月に報告するために地域の取組を年度途中で一旦区切るには地域住民にも負担がかかり、また一貫した活動になりにくいため、事業内容へ影響が及ぶ。

<地方創生拠点整備交付金>

- ・ 施設整備に際して、建物本体工事が全体工事費の8割超であることが求められているが、外構・造成や建物内の展示物等も整備する必要がある場合、この比率を守ることが困難になるため、7割超とするなど条件緩和をしてほしい。
- ・ 現年度で整備を実施し、翌年度より施設利用を開始する場合、利用開始後に必要な整備等が発生しても対処できないことがある。より精度の高い整備となるよう次年度への繰越要件の緩和など、2年計画を可能にするなどしていただきたい。
- ・ 交付申請の際、申請書類として、地域再生計画と同内容の拠点整備計画を提出が求められており、事務が二重で発生している。計画の変更申請の際には、両方の変更が必要となり煩雑である。

<地方創生道整備推進交付金>

- ・ 市町村道、広域農道、林道の一体的な整備の要件廃止。
- ・ 「異なる2以上の施設の整備」という要件が、支援措置活用の支障（新規事業計画の策定が困難）となっている。

<まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例>

- ・ 法人税の控除にかかる寄附である性質上、企業の決算状況に応じての寄附となる。そのため想定していたものより増減する場合がある。当制度・計画の性質上、事業費を超えての受入れはできないことから年度によっては受け入れることができず、計画通りの額に満たないことがある。基金への積み立てにより若干の融通は利くように思えるが実際には地域再生計画のなかで、基金執行計画の提出が求められることで融通が利かないことがある。特にハード事業に活用しようとする際、世情により工程が遅延、物価が上昇した場合等に対応できない。
- ・ 本市では、総合戦略に記載されている内容が全て、上記支援措置に該当するような記載となっている。そういったなかで、総合戦略のアクションプランに記載されていないが、地域再生計画の基本目標にならった新規事業は対象となるのか不明瞭であり、最終的に国へ判断を仰ぐ必要が出てくる。
- ・ 制度主旨を鑑み、制度の恒久化を求めたい。
- ・ 民間事業者に対して、さらなる効果的なPRや周知を行うなど、営業活動の促進が必要。

<地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例>

- ・ 本特例の要件については、雇用者の増加人数に係る税額控除の適用要件に「事業主都合による離職者がいないこと」とあるが、企業が移転する際に従業員の家庭の都合等により離職する場合があります（これが事業主都合による離職となる場合は）、この要件を満たすことは困難で、実際に本県ではこれまでこの税額控除の適用がない。

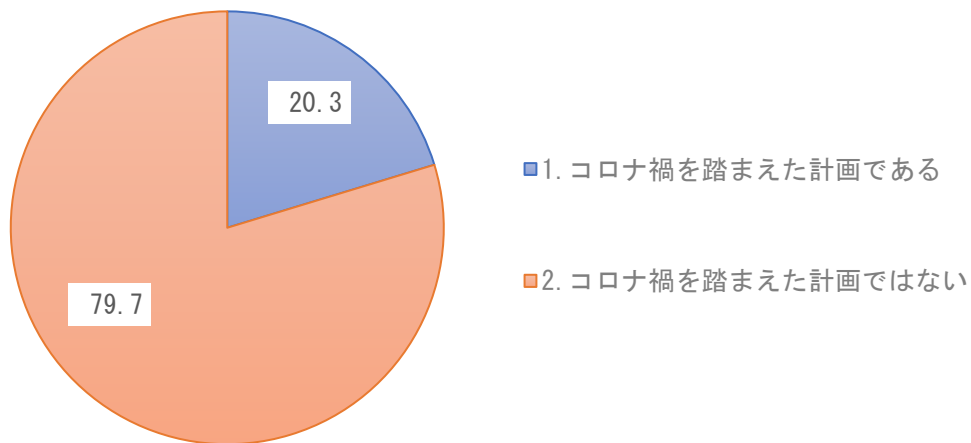
12. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

(1) コロナ禍を踏まえた認定地域再生計画

認定地域再生計画について、コロナ禍を踏まえた地域再生計画であるかをみると、「1. コロナ禍を踏まえた計画」が20.3%、「2. コロナ禍を踏まえた計画ではない」が79.7%となっている。

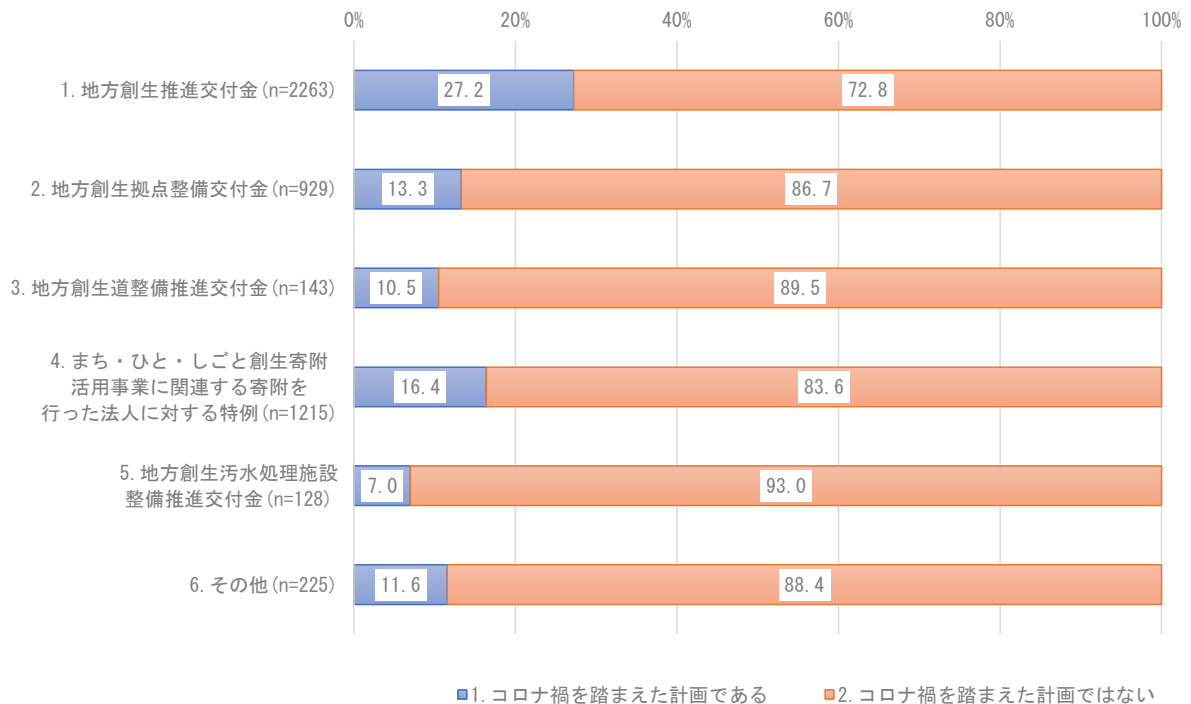
これを支援措置別にみると、「1. 地方創生推進交付金」が27.2%となっており、「1. コロナ禍を踏まえた計画」の割合が比較的多くなっている。

図表 44 : コロナ禍を踏まえた認定地域再生計画



n=4,485、単位：%

図表 45 : 支援措置別のコロナ禍を踏まえた認定地域再生計画

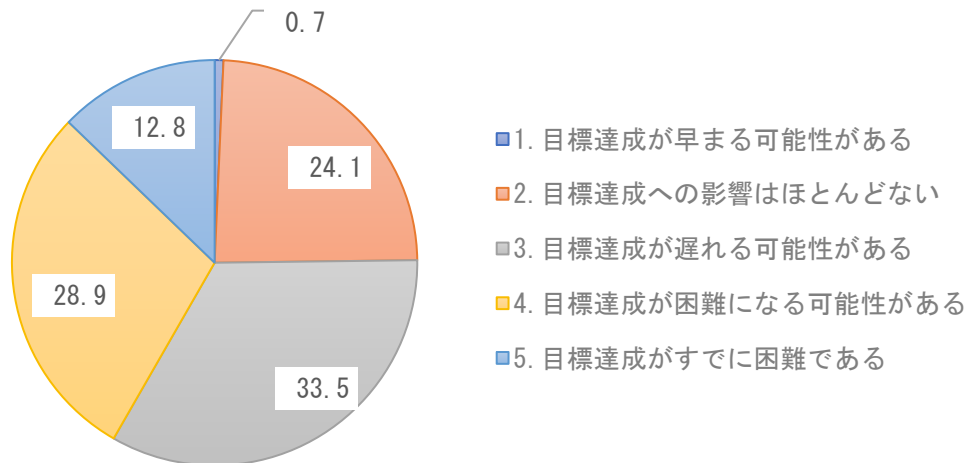


(2) 新型コロナウイルス感染症拡大による認定地域再生計画の目標達成への影響

「コロナ禍を踏まえた計画ではない」と回答した計画について、新型コロナウイルス感染症拡大による地域再生計画の目標達成への影響をみると、「3. 目標達成が遅れる可能性がある」が33.5%で最も多く、「4. 目標達成が困難になる可能性がある」が28.9%、「5. 目標達成がすでに困難である」が12.8%となっており、マイナスの影響を感じている計画が75.2%となっている。

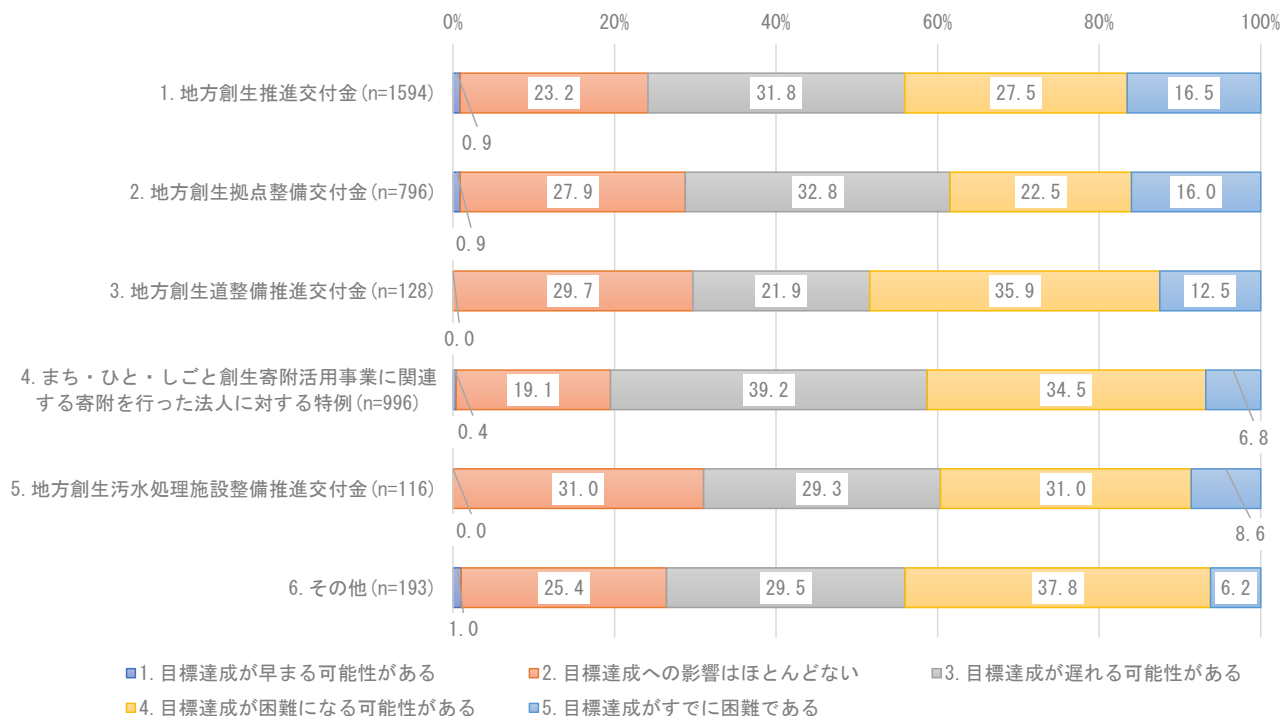
これを支援措置別にみると、顕著な傾向はみられない。

図表 46：新型コロナウイルス感染症拡大による認定地域再生計画の目標達成への影響



n=3,487、単位：%

図表 47：支援措置別の新型コロナウイルス感染症拡大による認定地域再生計画の目標達成への影響



(3) 新型コロナウイルス感染症拡大による認定地域再生計画への具体的な影響

「コロナ禍を踏まえた計画ではない」と回答した計画について、新型コロナウイルス感染症拡大による地域再生計画への影響をみると、以下の記述があった。

<目標達成が困難>

- ・ 設定している目標の達成が困難となった。
- ・ 最終年度である目標が達成できなかった。

<人流抑制・イベント制限>

- ・ イベントなどが実施できず活動のPRができない。
- ・ 首都圏で計画していたイベントが実施できなかった。
- ・ セミナーの開催など対面で実施することができなかった。
- ・ 各種イベントの縮小・中止により観光客が減少した。
- ・ 観光入込客数の増加が見込めない施設の利用制限を行ったことで、目標値を下回った。

<その他の影響>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大は地方創生関連施策の実施に甚大な影響を及ぼした一方、都市部の企業の地方移転への関心が高まるなど、追い風ともいえる働き方や価値観の変化ももたらしており、一概にはその影響を評価するのは困難である。
- ・ 地方就職への機運が高まり内定件数が増加した。
- ・ 個人の起業が難しい状況になった。
- ・ 子どもの出生数が一時的に減った。

(4) コロナ禍での計画目標達成のための対策や取組

認定地域再生計画について、コロナ禍における計画目標達成のためにどのような対策や取組を行っているかをみると、以下の記述があった。

<オンライン・Webを活用>

- ・ オンラインを活用した商談会や就業相談会を開催し、コミュニケーションの維持に努めた。
- ・ Webを活用したオンライン対応により調査及びPR等の取組を進めた。
- ・ 人の対面や直接の接触を必要としない取組により事業を実施した。
- ・ ECサイトの立ち上げやオンライン観光ツアーの実施など、リアルとオンラインを融合させた効果的なプロモーションを展開した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用による事業者への経済支援やサテライトオフィスの開設、オンラインを活用した県外者への説明会や情報発信等を実施した。

<テレワークに対応>

- ・ コロナ禍を契機とした人口密集のリスク回避やテレワークの拡大に伴い、地方への本社機能の移転やサテライトオフィスの開設を提案した。
- ・ テレワークの普及に伴い、空き家を活用してコワーキングスペースの提供等の機能を有する施設のニーズ調査等について検討した。
- ・ テレワーク需要を活かした、移住体験兼テレワークでの施設利用希望者に対してPRを行った。
- ・ 交付金を活用して整備した拠点施設の利用促進キャンペーンやテレワーク機能を付加する施設整備などを行った。
- ・ テレワークの普及に伴い、仕事の場所以が限定されないことを活かし、二地域居住促進の拠点施

設を活用して、二地域居住の足掛かりとなるテレワークを兼ねた滞在体験イベントを実施した。

<感染症対策の実施>

- ・ 移動販売車の集積拠点の整備、バス車内の混雑情報の発信などの取組といった接触機会の削減による対策を行っている。
- ・ お試し移住の実施に当たって、参加者数を本来の人数よりも減らし、少ない人数の参加者の要望を反映させた移住体験プログラムを用意するなど、十分な感染症対策を行いながら事業を継続している。
- ・ 新型コロナウイルス感染症予防のため、一部の事業の実施を1年先送りにした。
- ・ キャッシュレス化の推進により、接触機会を減らす。
- ・ 地元温泉地区全体における「安心・安全な観光地」や新型コロナウイルス感染症に対応した「新しい旅行スタイル」の定着に向けて、観光客や来街者のニーズを捉えた施策を展開するとともに、これまで以上に官民連携で「地元温泉のブランド力」の向上に取り組んでいる。

<アフターコロナへの対応>

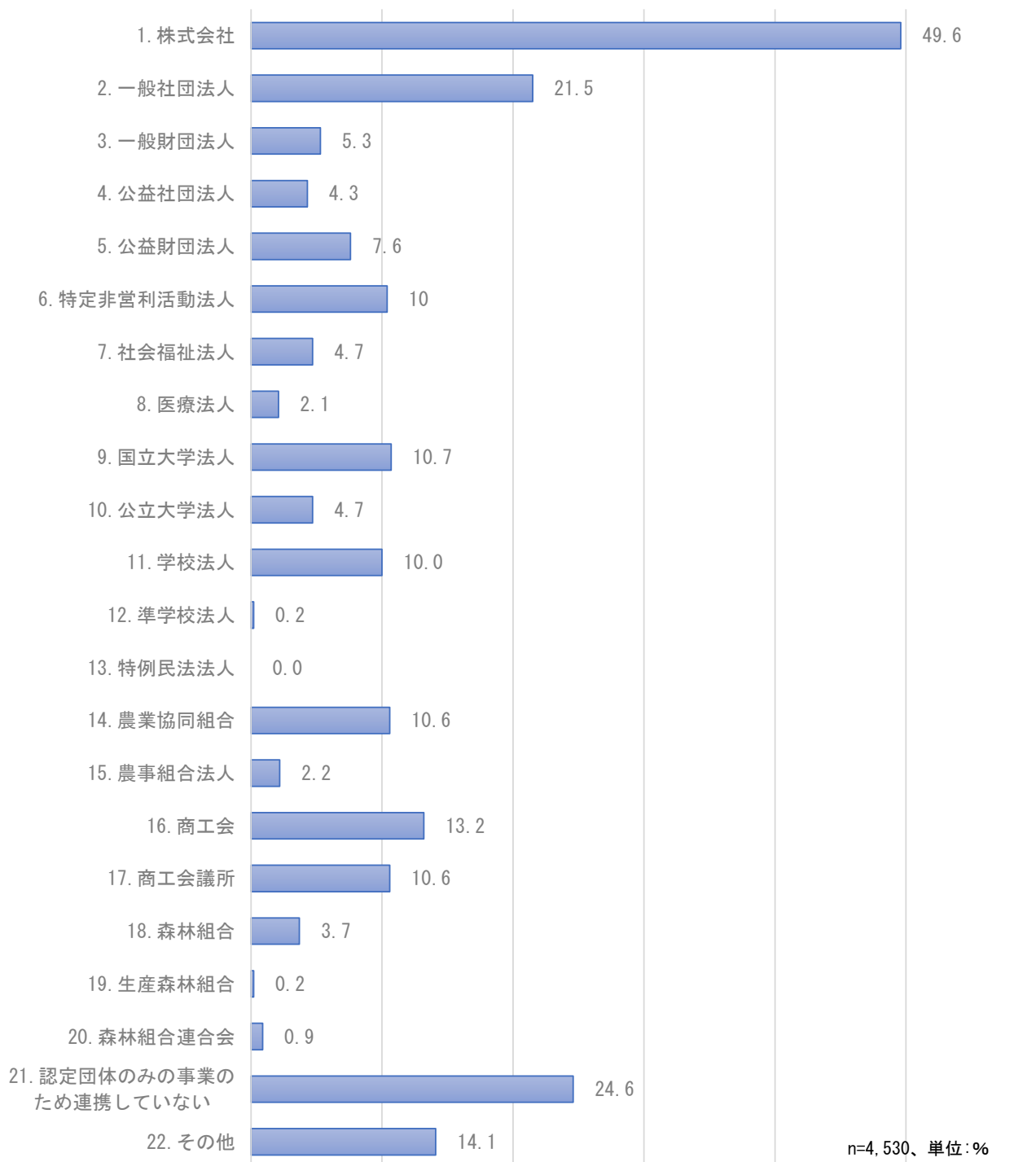
- ・ アフターコロナを見据えた体験型観光、既存施策のブラッシュアップを実施した。
- ・ マイクロツーリズム需要の取り込みに向けた観光プロモーションや、台湾をターゲットとしたインバウンド誘致活動を行った。
- ・ 観光客数を増やすという視点ではなく、アフターコロナを見据えたオンラインコンテンツ（バーチャルツアー、PR動画）を充実させた。
- ・ 多言語対応案内板の整備等、インバウンドの受入れ態勢の強化を行った。
- ・ アウトドアファン層の獲得に向け、マーケティング事業における、Web調査、既存事業者へのヒアリング、サイクルルートの試走調査などを通し、事業計画を策定する。
- ・ リモートワークやワーケーションなどの非接触型の働き方を実践している個人や企業に対し、体制の基盤整備といったインフラの整備に取り組んでいる。

13. 官民連携

(1) 連携している法人格

認定地域再生計画について、連携している法人格をみると、「1. 株式会社」が49.6%で最も多く、「2. 一般社団法人」が21.5%、次いで「16. 商工会」が13.2%となっており、「21. 認定団体のみの方のため連携していない」が24.6%あった。

図表 48：連携している法人格



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

連携している法人格について、「その他」の主な内容としては、以下の記述があった。

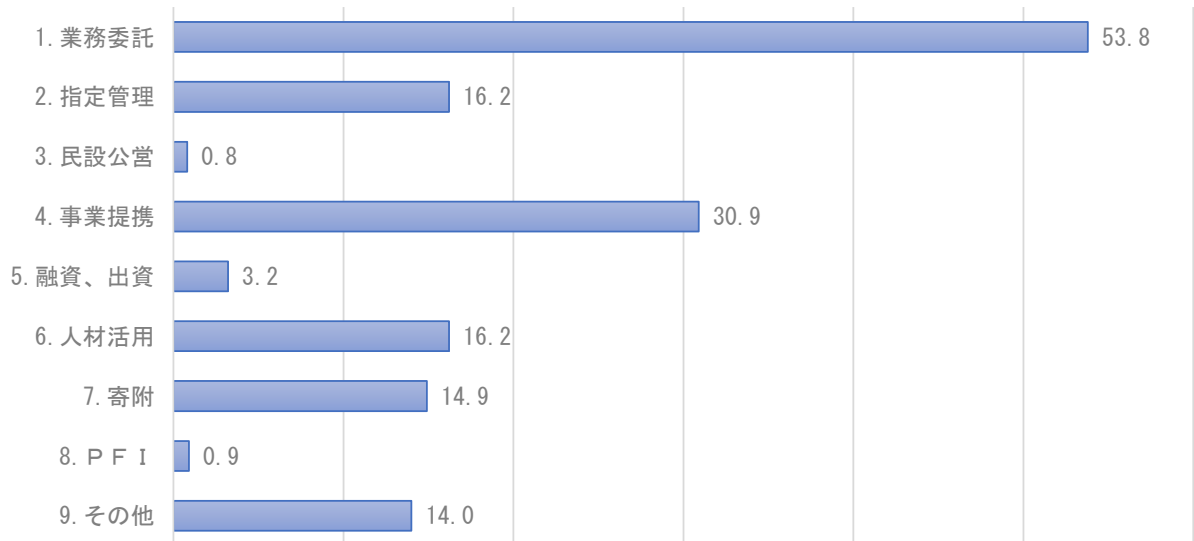
- ・ 各種スポーツ関連団体
- ・ 各種文化団体
- ・ DMOに参画する各DMC
- ・ IT企業コミュニティ
- ・ スポーツ協会等
- ・ バス・鉄道事業者
- ・ プロスポーツ団体
- ・ 医師会
- ・ 飲食店やホテル等の観光関連事業者
- ・ 温泉組合
- ・ 監査法人
- ・ 企業組合
- ・ 漁業協同組合
- ・ 生活協同組合
- ・ 区長会やまちづくり協議会などの地域団体等
- ・ 経済団体等
- ・ 建設業協会
- ・ 県中小企業団体中央会
- ・ 公設試験研究機関等
- ・ 工芸品産地の協同組合
- ・ 国や県の研究機関等
- ・ 司法書士会
- ・ 自治協議会
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 宗教法人
- ・ 就労支援機関
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 農業関連団体

(2) 官民連携形態

認定地域再生計画について、官民連携形態をみると、「1. 業務委託」が53.8%で最も多く、「4. 事業提携」が30.9%となっており、「2. 指定管理」と「6. 人材活用」が16.2%となっている。

これを支援措置別にみると、「1. 地方創生推進交付金」では、「1. 業務委託」が67.7%を占め、「2. 地方創生拠点整備交付金」では、「2. 指定管理」が42.7%を占め、「4. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」では、「7. 寄附」が51.9%を占めている。

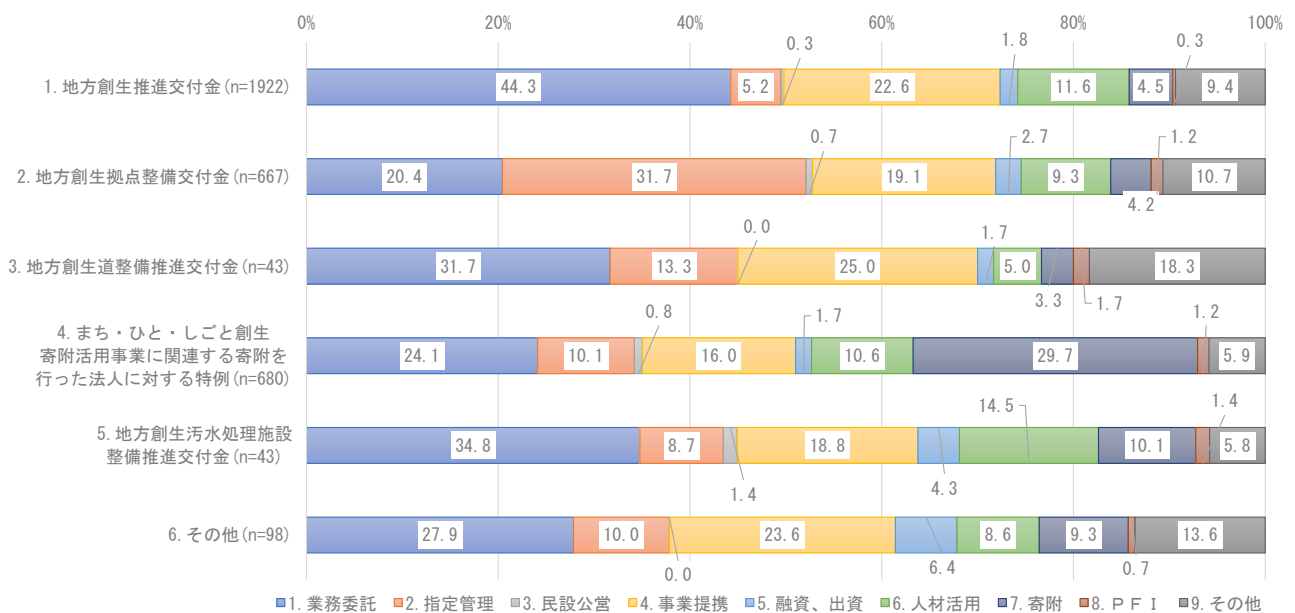
図表 49：官民連携形態



n=3, 123、単位：%

(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

図表 50：支援措置別の官民連携形態



連携形態について、「その他」の主な内容としては、以下の記述があった。

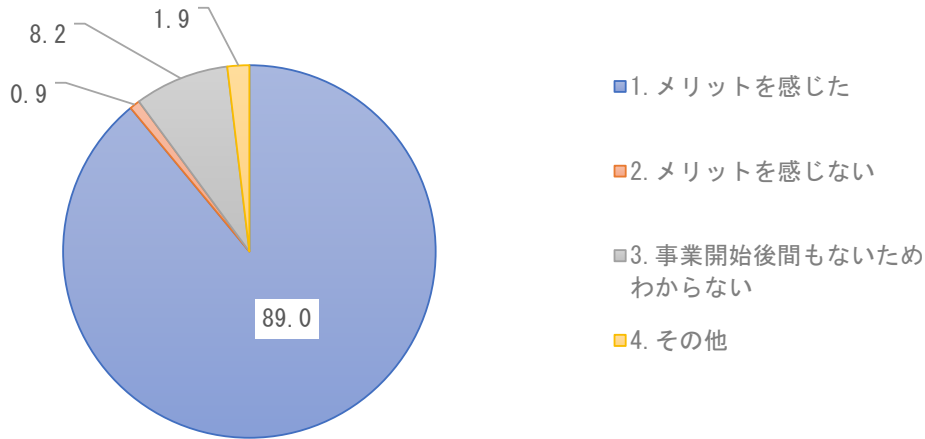
- ・ 協定の締結
- ・ コンソーシアムの設置
- ・ イベントへの参加や協賛
- ・ 連絡協議会への参加
- ・ 連携研究、開発、普及協力等
- ・ 連携した取組に関する確認書の締結
- ・ 民間への事業継承の形態
- ・ 賃貸借契約
- ・ 地域再生推進法人を実施主体として、市の計画に基づき実施される事業に対し、補助金等による財政支援等
- ・ 推進組織の立ち上げ
- ・ 行政がオブザーバー等の立場として団体に関与
- ・ 公設民営（DBO方式）

(3) 官民連携事業を行うことによるメリット

認定地域再生計画について、官民連携事業を行うことによるメリットを感じたかをみると、「1. メリットを感じた」が89.0%あり、「2. メリットを感じない」は0.9%となっている。

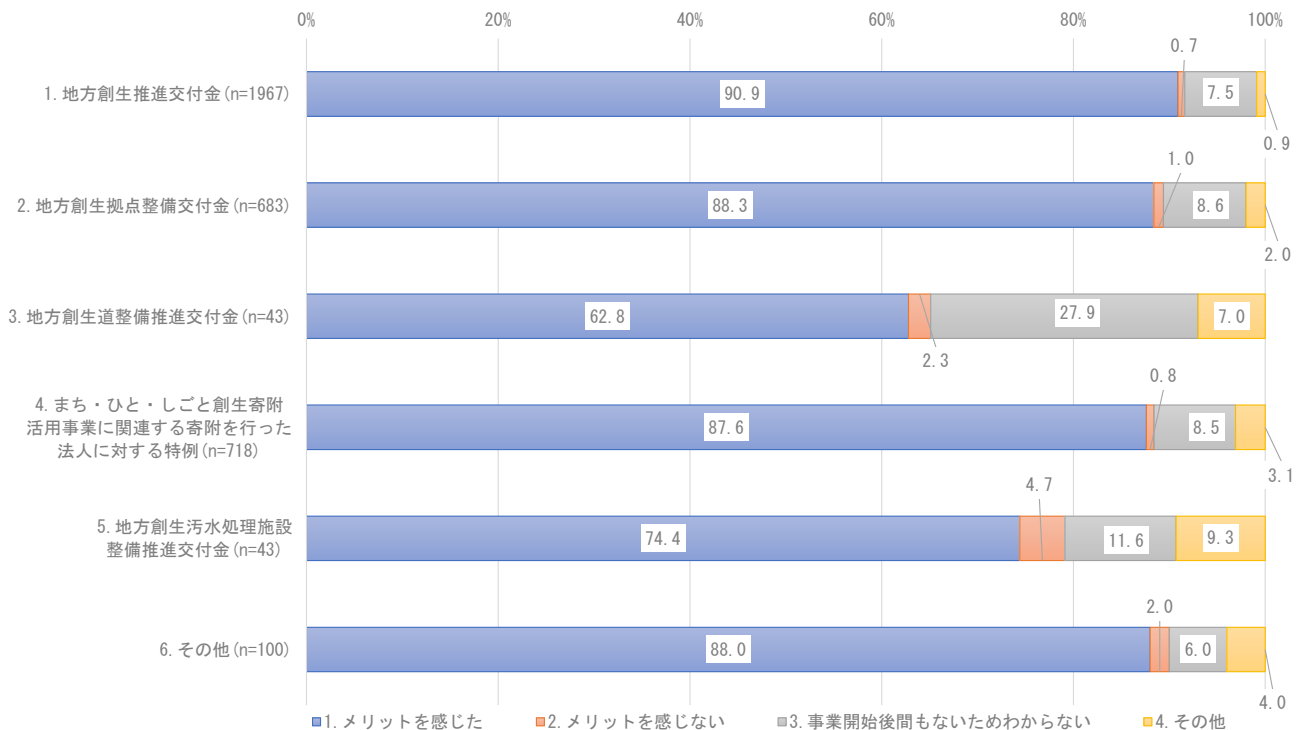
これを支援措置別にみると、概ねメリットを感じているが、「3. 地方創生道整備推進交付金」では、「3. 事業開始後間もないためわからない」が比較的多くなっている。

図表 51：官民連携事業を行うことによるメリット



n=3,213、単位：%

図表 52：支援措置別の官民連携事業を行うことによるメリット

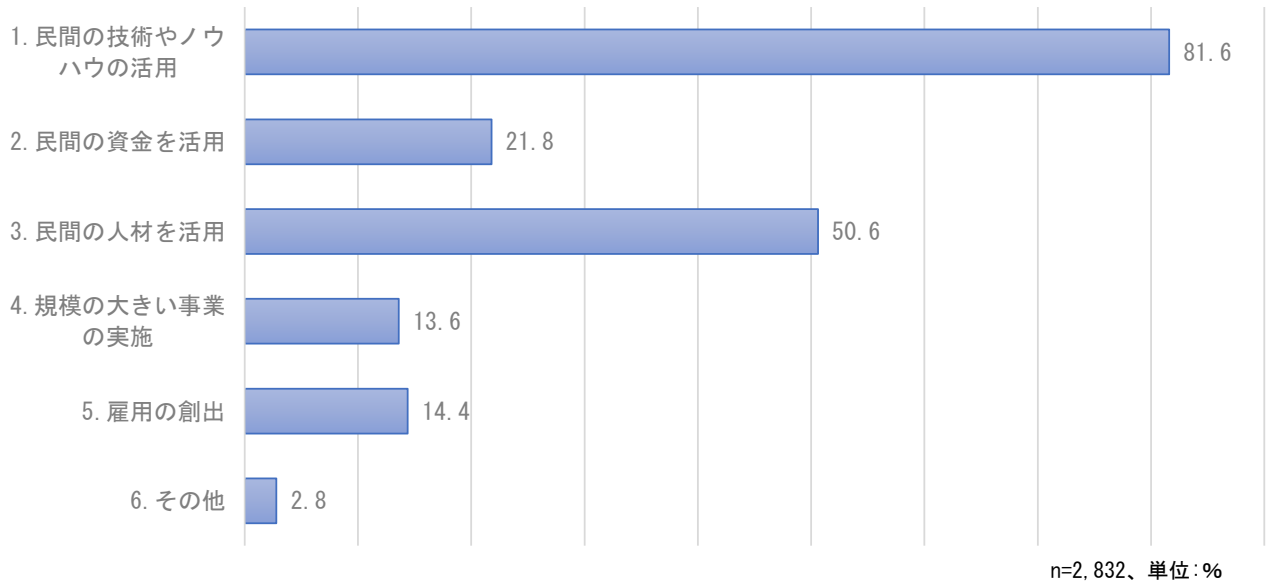


(4) 官民連携事業によるメリットの内容

認定地域再生計画について、官民連携によりどのようなメリットがあったかをみると、「1. 民間の技術やノウハウの活用」が81.6%で最も多く、「3. 民間の人材を活用」が50.6%、次いで「2. 民間の資金を活用」が21.8%となっている。

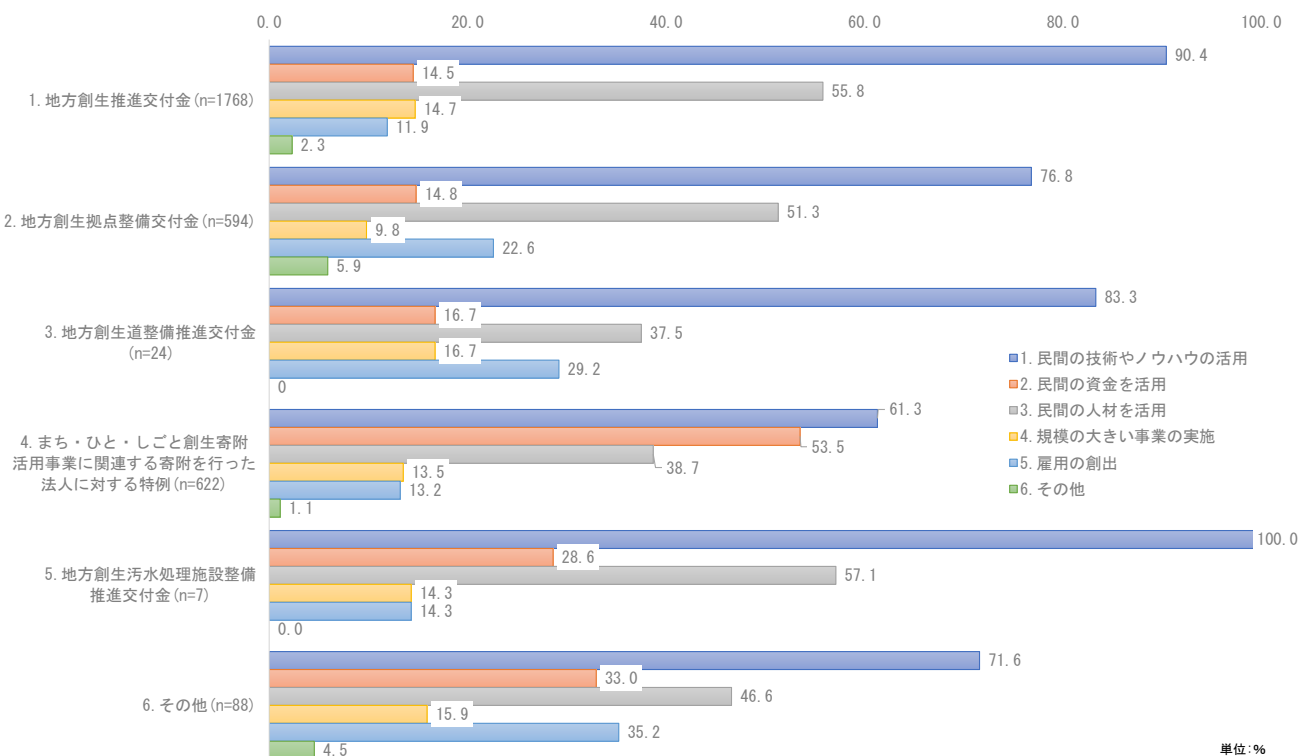
これを支援措置別にみると、多くが「1. 民間の技術やノウハウの活用」と「3. 民間の人材を活用」の割合が高くなっているが、「4. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」においては、「2. 民間の資金を活用」の割合が相対的に高くなっている。

図表 53：官民連携事業によるメリットの内容



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

図表 54：支援措置別の官民連携事業によるメリットの内容



官民連携事業によるメリットについて、「その他」の主な内容としては、以下の記述があった。

- ・ 関係機関間での情報共有による効率的な事業推進
- ・ 財源の確保
- ・ 中小企業等に対する効果的な周知の実施
- ・ 開発技術精度の向上、連携した技術普及
- ・ パートナーシップの構築、新たな事業展開
- ・ 連携の第一歩となり、その後の連携拡大につながる
- ・ 協働することで事業効果が高まる
- ・ 地域産品を活用した新ブランドのプロデュース及び情報発信
- ・ 採択企業が提供するサービスの導入や出資等の成長支援
- ・ 住民主体の地域交流の場づくり
- ・ 有識者会議の委員として、策定や効果検証について提言いただける

(5) 官民連携を伴う地域再生計画を作成するに至った経緯と課題

官民連携を伴う地域再生計画を作成するに至った経緯と課題について、主な記述を整理すると、以下のとおりである。

① 官民連携を伴う地域再生計画を作成するに至った経緯

<ノウハウの活用・誘致>

- ・ 当市への本社機能の誘致を促進するため、当該地域再生計画を作成した。
- ・ 民間のノウハウを基にしたソフト事業の展開が期待されたこと。
- ・ 専門的知識を活用し施策を展開するために民間事業者と連携した。
- ・ 海外での販路を確立している企業との連携が可能となったこと。
- ・ 健康づくりに県民運動として取り組むためには民間の協力が不可欠であったため。
- ・ 自治体にはないノウハウ・技術を活用して事業を実施するため。
- ・ 市だけでは難しい事業であり、民間との連携が必要であったため。
- ・ 産業分野の取組であり、企業等の協力が必要であったため。
- ・ 施設運営を行うに当たってノウハウのある民間との連携は必須であったため。
- ・ 地場にIT業界における知見を有する者の確保が非常に困難であったため。

<地域内での連携>

- ・ 地域の企業のニーズを踏まえた事業実施が必要であるため。
- ・ 地域のまちづくり法人のネットワーク及び人材を活用する必要がある事業であったため。
- ・ 町内企業から地方創生応援税制を活用した寄附の申し出があったため。
- ・ 大学法人との連携により学術面のサポートが可能となるため。

<その他>

- ・ 施設運営管理業務を委託しており、製造量の拡大対応に当たっての人材確保のために作成した。
- ・ SDGs目標への取組には、官民連携プラットフォームの構築を予定しているため。
- ・ オリパラのレガシーとして官民連携の協議体を活用して施策を検討したため。
- ・ 包括連携協定により専門的な知識や見地、新しい発想が得られるため。

② 官民連携に当たっての課題

<人材不足>

- ・ 事業発展・範囲拡大に伴う民間プレイヤーの増加とそれに対応する自治体職員の人材が不足している。
- ・ 高齢化や人材不足が課題であり、引き続き地域の魅力の情報発信や人材育成が必要。

<財政不足>

- ・ 交付金がなくなった場合、自主財源のみでの運用は難しく、事業の継続には自治体による財政支援が必要である。
- ・ 本計画にて設定している事業について、企業版ふるさと納税による民間企業からの財政支援を募集している。
- ・ 官民連携というが、財政的にも豊かではない地方の小規模自治体と連携を組む企業は少ないと思われる。
- ・ 経費に予算や人員が割かれにくい状況にあるため、官民連携の適切な評価が出来ていない状況である。また、国の統計も年々予算が削減され、周辺自治体との定量的な数値比較が困難になりつつあるため、統計の充実や事業効果の把握に必須である調査費への支援をお願いしたい。
- ・ 事業実施に当たって、民間資金をより活用していく仕組みの構築が課題である。

<連携先の発掘・マッチング>

- ・ 連携できる企業とのマッチングが課題となっている。
- ・ 連携が可能な民間業者の選定、課題に対してのマッチングが課題。
- ・ 事業に見合った企業とのマッチングなど官民連携を行うノウハウが足りない。
- ・ 企業版ふるさと納税について、企業とのマッチング機会がない。
- ・ 民間事業者への寄附募集のアプローチや連携事業とのマッチングに課題がある。
- ・ 地方創生に真剣に取り組んでくれる企業とのマッチング機会がない。

<官民連携の推進に当たって>

- ・ 行政からの要請だけでなく、民間からの主体的な事業や提案を引き出すことが課題と感じる。
- ・ それぞれ独立している為、情報連携など進捗の共有が課題となっている。
- ・ 官民連携による地域再生計画の事例等について知見がない。
- ・ 官民連携のノウハウや取組事例がなく、具体的にどのように取り組んでいくのかが分からない。
- ・ 事業の主旨を官・民双方が良く理解しつつ、その役割分担について十分に協議する必要がある。また、「官」側には「儲ける」という概念が希薄であることから、「民」の収益性を求める姿勢を事業に取り入れる必要がある。
- ・ 官民連携による事業効果が不透明であることが、官民連携を進める上での課題である。
- ・ 補助金交付終了後の収入確保と持続的な経営の難しさに課題がある。
- ・ 民間企業からの申し出をきっかけに当該地域再生計画を作成しているが、庁内における官民連携の機運醸成が課題となっている。
- ・ 連携事業にスピード感・柔軟性を持たせるための契約手法や入札方法などに課題がある。
- ・ 事業分野が広範囲にわたるため、官民連携を行うに当たり意見取りまとめの事務量が膨大となり負担増になる。

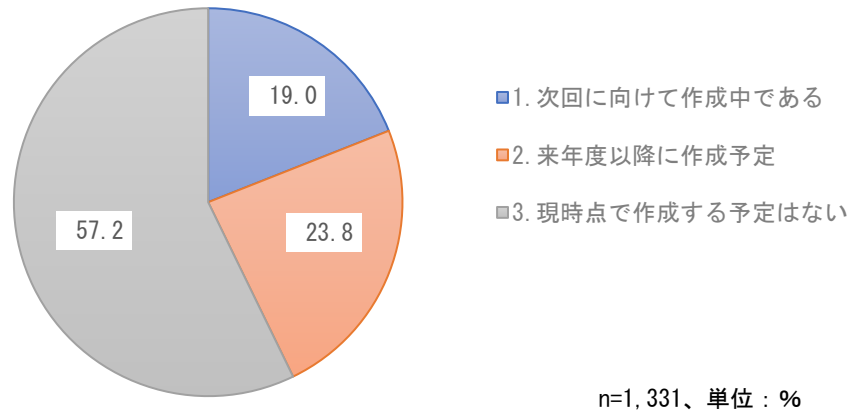
IV. 認定地方公共団体に関する調査

1. 地域再生計画の作成予定

(1) 地域再生計画の作成予定

地域再生計画を作成する予定の有無をみると、「1. 次回に向けて作成中である」は19.0%、「2. 来年度以降に作成予定」が23.8%となっており、「3. 現時点で作成する予定はない」が57.2%となっている。

図表 55 : 地域再生計画を作成する予定の有無



(2) 今後の地域再生計画作成において活用を考えている支援措置

今後の地域再生計画作成において活用を考えている支援措置をみると、「1. 地方創生推進交付金」の活用が37.54%と最も多く、「6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」が24.11%、「2. 地方創生拠点整備交付金」が21.50%と続いている。

図表 56：今後の地域再生計画作成において活用を考えている支援措置（複数回答）

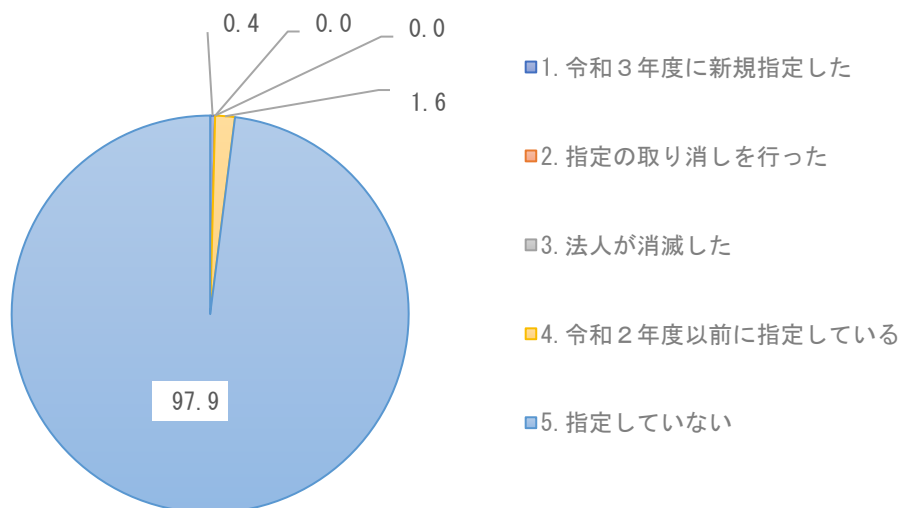
活用を検討している支援措置の名称	件数	構成比 (%)
1. 地方創生推進交付金	646	37.54
2. 地方創生拠点整備交付金	370	21.50
3. 地方創生道整備推進交付金	70	4.07
4. 地方創生汚水処理施設整備推進交付金	27	1.57
5. 地方創生港整備推進交付金	18	1.05
6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	415	24.11
7. 地域再生支援利子補給金	2	0.12
8. 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例	10	0.58
9. 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例	0	0.00
10. 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置	2	0.12
11. 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置	2	0.12
12. 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例	4	0.23
13. 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	7	0.41
14. 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例	1	0.06
15. 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例	3	0.17
16. 地域農林水産振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例	2	0.12
17. 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例	0	0.00
18. 構造改革特別区域計画の認定の手続の特例	2	0.12
19. 中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例	2	0.12
20. 地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続の特例	0	0.00
21. 補助対象施設の有効活用	2	0.12
22. 補助金で整備された公立学校施設の転用の財産処分手続きの弾力化	7	0.41
23. 史跡等購入費補助金により購入した土地の一時転用	0	0.00
24. 公立社会教育施設の有効活用	2	0.12
25. 社会体育施設の有効活用	2	0.12
26. 勤労青少年ホームの施設処分	1	0.06
27. 職業能力開発校の施設処分	0	0.00
28. 保健衛生施設等の有効活用	0	0.00
29. 農林水産関係補助対象施設の有効活用	1	0.06
30. 下水道補助対象財産の有効利用	1	0.06
31. 公営住宅における目的外使用承認の柔軟化	3	0.17
32. 特定優良賃貸住宅における目的外使用承認の柔軟化	1	0.06
33. 環境省関係補助対象財産の有効活用	1	0.06
34. 防衛省関係補助対象財産の有効活用	0	0.00
35. 特定地域再生支援利子補給金	1	0.06
36. 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制	1	0.06
37. 特定地域再生事業に係る地方債の特例	1	0.06
38. 地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣事業	0	0.00
39. ふるさと融資の限度額拡大	0	0.00
40. 過疎地域持続的発展支援交付金	41	2.38
41. 外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業	0	0.00
42. 外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業	0	0.00
43. 地域雇用活性化推進事業	3	0.17
44. 地域若者サポートステーション事業	0	0.00
45. 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	3	0.17
46. 経営体育成総合支援事業	2	0.12
47. 食料産業・6次産業化交付金（うち6次産業化の推進支援事業）	5	0.29
48. 地域食農連携プロジェクト推進事業	0	0.00
49. イノベーション創出強化研究推進事業	1	0.06
50. 農山漁村振興交付金	8	0.46
51. 地域マイクログリッド構築支援事業	0	0.00
52. 中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	0	0.00
53. 地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成	0	0.00
54. 地域公共交通確保維持改善事業	19	1.10
55. 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	10	0.58
56. 住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型）	0	0.00
57. 生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定	0	0.00
58. 再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業	6	0.35
59. 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	2	0.12
60. 公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大	0	0.00
61. 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成	1	0.06
62. その他	13	0.76
合計	1,721	

2. 地域再生推進法人

(1) 令和3年度の地域再生推進法人の指定状況

令和3年度の地域再生推進法人の指定状況を見ると、「1. 令和3年度に新規指定した」団体は0.4%、「4. 令和2年度以前に指定している」団体は1.6%、「5. 指定していない」団体が97.9%となっている。

図表 57：令和3年度の地域再生推進法人の指定状況



n=1,335、単位：%

(2) 地域再生推進法人制度に関する意見・要望

地域再生推進法人制度への意見・要望について、主な回答として以下の記述があった。

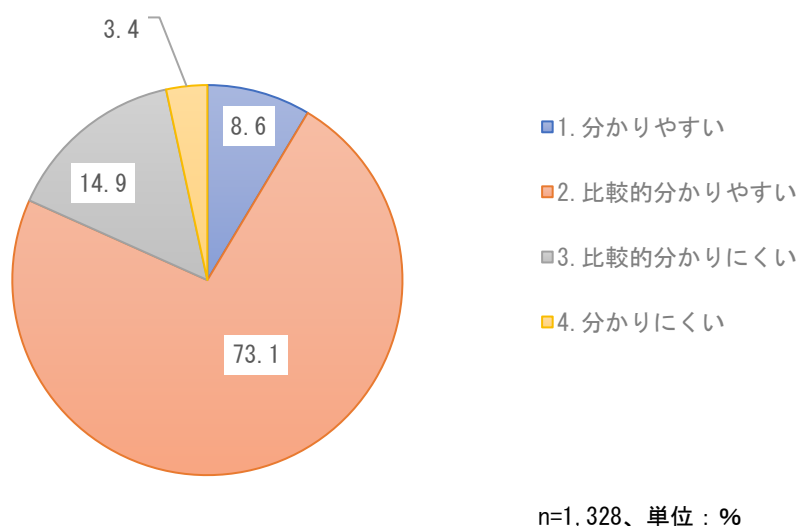
- ・ 議会等にも分かるような資料を提供いただきたい。
- ・ 制度を活用している先進事例などの情報提供をいただきたい。
- ・ 類似町村の活用事例等あれば、情報提供を願いたい。
- ・ 小規模自治体においては、制度を活用するメリットが不明。

3. 地域再生計画認定申請マニュアル（総論・各論）

(1) 地域再生計画認定申請マニュアルの分かりやすさ

地域再生計画認定申請マニュアル（総論・各論）の分かりやすさをみると、「1. 分かりやすい」が8.6%、「2. 比較的分かりやすい」が73.1%となっており、概ね分かりやすいと感じられている。

図表 58：地域再生計画認定申請マニュアル（総論・各論）の分かりやすさ



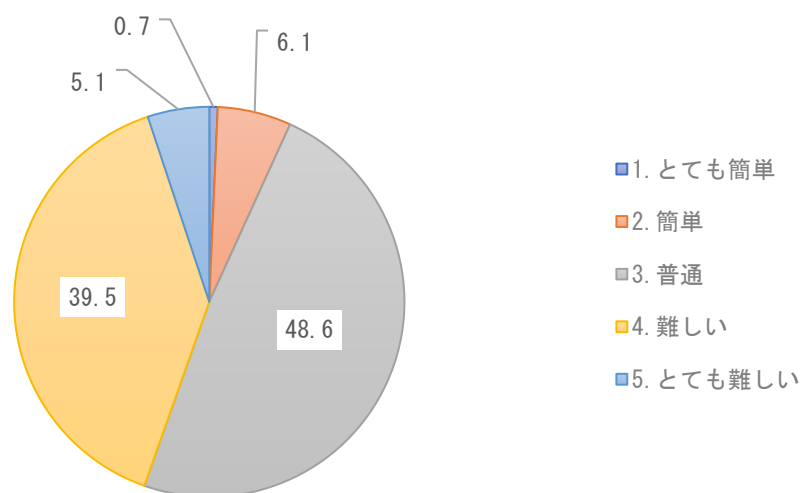
地域再生計画認定申請マニュアル（総論・各論）への意見・要望について、主な回答として以下の記述があった。

- ・ 補助率も合わせて記載いただけたら分かりやすい。
- ・ 担当部署以外が地域再生計画を作る際の情報が不足している。
- ・ なるべく分かりやすい言葉で表記していただきたい。
- ・ 申請スケジュールや制度概要図等を記載いただきたい。
- ・ 文書量も多く、初めて見ると非常に分かりにくい。
- ・ KPIの設定や模範的な事業内容・目標の設定例があるとよい。
- ・ フローチャート等の図があればより分かりやすくなると思う。
- ・ ある程度パターンに分けて作成例を示していただきたい。
- ・ 付録について、すべての支援措置の記載例をいただきたい。
- ・ 地方創生推進交付金について、実施計画と地域再生計画との対照表や記載例、交付金スケジュールとの関係、軽微変更の違い等について記載いただきたい。
- ・ 地方創生推進交付金と地方創生拠点整備交付金に関連する地域再生計画の作成しか経験がないが、この二つについては交付金の計画書作成とともに地域再生計画作成の手順も丁寧に示されるため、非常に活用しやすく感じた。
- ・ 例えば、地方創生推進交付金の場合も地域再生計画の認定と交付金の申請手続きを双方行うことになるが、手続との関係性など習熟していないと認定申請のスキーム自体が分かりづらい。

(2) 地域再生計画作成の難易度

地域再生計画作成の難易度をみると、「3. 普通」が48.6%と最も多くなっている。

図表 59 : 地域再生計画作成の難易度



n=1,322、単位：%

4. 地域再生制度全般への意見・要望

地域再生制度全般への意見・要望について、主な回答として以下の記述があった。

<制度全般について>

- ・ なにか一つ制度の活用を行うときに毎回地域再生計画を策定するものと思うが、それは町の総合計画のようなものを指定することで地域再生計画とできる仕組みがほしい。
- ・ 総合戦略、地域再生計画策定に係る行政コストに対し、その見返りである交付金や企業版ふるさと納税の額が見合っていない。人口規模の小さな自治体には、最低限行政に求められる業務をこなすのが手一杯で、新たに不要・不急の事業に取り組めるだけの余裕がないのが実情。都市機能の面で、地方が東京等の都市部と競合することは不可能であるので、税制面で地方が都市部に対し競争力を持てるよう、地域再生制度の制度設計の見直しを期待したい。
- ・ 制度そのものが広範囲にわたりすぎていて、担当として制度全体を理解することが困難になっている。
- ・ 制度利用のメリットや申請手順をもう少し分かりやすく要約していただきたい。
- ・ 地方創生推進交付金について言えば、実施計画から逆算的に地域再生計画を作成するため、事務量が増えるだけであまり意味を感じておらず、事業の進捗を客観的に把握するために、どのような指標を設定するのが適切か苦慮している。
- ・ KPIの設定に関して、目標によってはアウトカムの指標で設定してしまうと実績値の把握が困難であった。

<スケジュールについて>

- ・ 申請等に係るスケジュールがタイトであるため、余裕を持ったスケジュールにしていただきたい。
- ・ 交付金等の趣旨に沿う適切な事業設計に繋げるため、事業の企画段階から事前相談を可能にしていただきたい。
- ・ 変更申請について、年間を通じて3回しかなく、業務スケジュールとの都合が合わない場合があるため、変更申請できる機会を増やしてほしい。

<相談窓口等について>

- ・ 交付金の事前相談会に参加し、計画について相談させていただいたが、実際は相談会ではなく、査定のような機会であった。相談会においては、地方公共団体の立場を踏まえて、支援・指導いただきたい。
- ・ 策定に際しては、内閣府より丁寧なアドバイスをいただけたため、チェックや相談に乗っていただける体制を維持していただきたい。
- ・ 初任者向け講習会の開催、調査結果についてはメール配信の形でご提供いただきたい。
- ・ 担当者としては、今後は制度を上手く活用していければと思うが、現実はなかなか厳しいと感じているため、制度の簡略化、ヘルプデスク等の支援窓口の充実を要望します。
- ・ 説明会を開催する場合は申請時期より早い期日に実施してほしい。

<負担軽減について>

- ・ アンケート内容について、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実績報告と重複するところが多々ある。同様の調査を2回行うことになり、自治体職員の負担となる。重複する部分を記載した上でアンケートの回答を依頼してほしい。

- ・ 地域再生法のほか、まひし創生法、諸法令に基づく制度が複合的に体系づけられており、事業担当課への展開や担当者変更の際の引継ぎに難しさを感じる。
- ・ 総合戦略を転記する形での認定になり、一部の手続は簡素化されたが、その他の支援措置の種類が多く多岐にわたることから、その理解及び手続が煩雑となり十分に活用できていない現状にある。また、住民ニーズ調査等の実施等が必要となることから、認定期間内での短期間での実施や将来的に自主財源での事業継続は難しいものが多いように感じている。
- ・ 地域再生制度の活用のために、その都度計画の作成や進行報告が必要であり、計画数が増え、事務量も増加することから非常に使いづらい。総合戦略と関連する内容であれば地域再生計画の策定が不要となるようにしていただきたい。
- ・ 活用されている支援措置の多くである推進交付金の地域再生計画は、内容が重複することから、より詳細な記述をしている交付金の実施計画の部分転記で済むように事務が省略化されてきた経緯がある。しかし、推進交付金の各種修正に合わせてその都度地域再生計画を修正させたり、交付金に対する調査とは別に今回のような実績調査を行うことが続けられており、国も地方公共団体も無駄な作業が増え、折角の省略化が生かされていない。推進交付金の地域再生計画の内容は、総論を「地方版総合戦略のとおり」、各論を「別紙実施計画のとおり」とするなど自動連動する形に切り替え、実績報告等もすべて連動させてワンストップ化を検討していただきたい。
- ・ 地域再生計画の変更や軽微変更などの基準(支援措置のほうで〇〇の場合は、地域再生計画の△△の手続きが必要になる、など)をフローチャートなどにし、手続が必要か否かを簡単に判断できるようになると事務担当者が異動で替わっても事務が滞らないと感じる。
- ・ 事業をやればやるほど計画が増え、小規模自治体には計画、検証、複数の調査回答に時間と人員をとられ、本来の業務ができない。そのため、事業・支援策の活用に躊躇してしまう。また、調査等回答の必要なものはLGWAN系で容易なものにしていただきたい。
- ・ 地方創生推進交付金の実施計画及び地方創生拠点整備交付金の施設整備計画の内容と重複する箇所が多く、作成支援ツール等の重複を前提とした業務効率化ではなく、申請様式の見直し等、重複する箇所をなくすための業務の効率化を図っていただきたい。